

支援機関向け 高度化事業ハンドブック 2023

産業の活性化を図りたい
支援機関を支援する



Be a Great Small.

中小機構

はじめに

「高度化事業制度利用ハンドブック」は、中小企業者の方々に高度化事業の普及と活用を図るため、高度化事業関係法令、諸規程などを元にして、制度のあらましを紹介したものです。

高度化事業につきましては、これまで以上に利用しやすい制度となるよう、既存の高度化事業利用先のリニューアル事業への貸付けも積極的に進めるとともに、貸付要件の緩和、審査期間の短縮、専門家によるアドバイスの一層の充実、条件変更への弾力的対応などの見直しを行ってきました。

本冊子は、2018年4月版以降に行われた制度改正を盛り込んだ2023年度版として発行するものです。

中小企業者の皆様方につきましては、本冊子を有効にご活用いただき、高度化事業制度をご利用いただければ幸いです。

2023年6月

独立行政法人中小企業基盤整備機構
高度化事業部

目次

第1章 高度化事業の概要	3
高度化事業とは	3
高度化事業の特徴	3
貸付対象事業の種類と貸付けの体系	4
高度化事業の貸付けの体系	5
貸付方式	9
共通の貸付条件	9
第2章 高度化融資制度の貸付要件	10
第1節 共通の要件	10
事業実施主体・貸付けの対象者	10
貸付けの対象施設	12
診断助言	14
第2節 中小企業者が実施する事業の要件	16
集団化事業	16
集積区域整備事業	20
施設集約化事業	24
共同施設事業	28
設備リース事業	32
企業合同事業	34
経営革新計画承認グループ事業	36
下請振興事業計画承認グループ事業	38
総合効率化計画認定グループ事業	40
第3節 第三セクターなどが実施する事業の要件	42
地域産業創造基盤整備事業	42
商店街整備等支援事業	44
第4節 リニューアル事業に対する貸付け	48
第5節 災害復旧貸付	50
第6節 アスベスト対策事業に対する貸付け	52
第3章 高度化事業の貸付けの手続など	54
貸付けの手続き	54
担保・保証人	56
償還方法と利息の支払い	56
借受者の遵守事項	56
貸付後における取扱い	58
第4章 高度化事業関連税制の概要	60
国税	60
地方税	60
第5章 アドバイザー派遣制度、高度化推進説明会の概要	62
アドバイザー派遣制度（企業連携支援アドバイザー派遣事業）	62
高度化推進説明会	63
問い合わせ先・相談窓口	66
付属資料 高度化事業貸付マニュアル Q&A	68

高度化事業とは

高度化事業とは

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から中小企業基盤整備機構（以下「機構」といいます。）と都道府県が一体となって支援する制度です。

これまでに実施してきた代表的な貸付対象事業は、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業などが掲げられます。

これらの事業は、単に中小企業者の経営基盤の強化を図るだけでなく、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献しており、社会課題へも対応し、他の中小企業施策には見られないダイナミックなものとなっています。

高度化事業の特徴

1 長期間、固定金利かつ低利の資金貸付を受けられます。

貸付条件は、長期・低利となっており優遇されています。貸付金利は、貸付時点の市中金利などの動向を踏まえ、毎年度見直しを行うこととしています。貸付期間中の貸付金利は貸付時点に適用された金利が固定されます。また、特別の法律の認定等を受けた事業などは無利子となっています。

なお、償還期間は、原則20年以内（うち据置期間3年以内）で都道府県が適当と認める期間となっています。

2 計画作成、貸付後の経営アドバイスなどのサポートを受けられます。

貸付けを行うに当たっては、事前に事業計画について専門的な立場から診断助言を受けていただくことが必要となります。診断助言では、全国の実例などを踏まえて、過大投資の回避や事業の円滑な実施に向けて、事業計画の作成段階から中小企業診断士等によるサポートが実施されます。

また、診断助言は、借入後も受けることが可能です。

3 事業所税の非課税など、税制上の特別措置を受けられます。

（1）高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

（2）事業所税の非課税

貸付対象事業の種類と貸付けの体系

事業の主体ごと、下図の掲げる事業が貸付対象事業となります。貸付けの体系は、大きく、「有利子貸付」と「無利子貸付」に分けられ、右図のような体系になっています。貸付けの体系により、貸付金利、貸付割合などの貸付条件が決定し、貸付対象事業ごとに、利用できる貸付の体系が分類されています。

※（ ）内は、事業実施主体

		<無利子貸付>					<有利子貸付>			
		普通貸付	小規模事業者貸付	広域貸付	施設再整備貸付	災害復旧貸付・緊急健康被害等防止貸付	普通貸付	小規模事業者貸付	広域貸付	施設再整備貸付
中小企業者が実施する事業	集団化事業 (事業協同組合等、その組合) P.16	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	集積区域整備事業 (事業協同組合等、商店街振興組合等、それらの組合) P.20	●	●		●	●	●	●		●
	施設集約化事業 (事業協同組合等、協業組合、合併会社、出資会社) P.24	●			●	●	●			●
	共同施設事業 (特定中小企業団体、協業・企業組合) P.28	●		●	●	●	●		●	●
	設備リース事業 (特定中小企業団体) P.32	●		●	●	●	●		●	●
	企業合同事業 (合併会社、出資会社) P.34	●		●	●	●	●		●	●
	経営革新計画承認グループ事業 (経営革新計画承認グループ) P.36	●			●	●	●			●
	下請振興事業計画承認グループ事業 (下請振興事業計画承認グループ) P.38	●			●	●	●			●
	総合効率化計画認定グループ事業 (総合効率化計画認定グループ) P.40	●			●	●	●			●
第三セクター等が実施する事業	地域産業創造基盤整備事業 (特定会社、一般社団法人等、商工会等、市町村、特別区) P.42	●				●				
	地域産業創造基盤整備活性化事業 (特定会社、一般社団法人等、商工会等、市町村、特別区) P.42					●	●			
	商店街整備等支援事業 (特定会社、一般社団法人等、商工会等) P.44	●				●				
	商店街整備等活性化支援事業 (特定会社、一般社団法人等、商工会等) P.44					●	●			

高度化事業の貸付けの体系

1 各事業の事業実施主体と貸付けの相手方

各高度化事業の事業実施主体と貸付けの相手方は、次のとおりです。

事業によっては、事業実施主体と貸付の相手方が異なる場合がありますので、ご注意ください。

事業名	事業実施主体	貸付けの相手方
① 集団化事業	事業協同組合 協同組合連合会 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合、協業組合	事業協同組合 協同組合連合会 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合、協業組合
② 集積区域整備事業	事業協同組合 協同組合連合会 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 上記の組合員又は所属員である中小企業者	事業協同組合 協同組合連合会 商店街振興組合 商店街振興組合連合会 上記の組合員又は所属員である中小企業者
③ 施設集約化事業	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 協業組合 合併会社 出資会社	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合又は協業組合 協業組合 合併会社 出資会社
④ 共同施設事業	特定中小企業団体 (※2) 協業組合 企業組合	特定中小企業団体 (※2) 上記の組合員又は所属員である特定中小事業者(※1)、 企業組合又は協業組合 協業組合 企業組合
⑤ 設備リース事業	特定中小企業団体 (※2)	特定中小企業団体 (※2)
⑥ 企業合同事業	合併会社 出資会社	合併会社 出資会社
⑦ 経営革新計画承認 グループ事業	経営革新計画承認グループ(共同で事業を行う者が 4人以上であるもの)の参加者である中小企業者	経営革新計画承認グループ(共同で事業を行う者が 4人以上であるもの)の参加者である中小企業者
⑧ 下請振興事業計画承認 グループ事業	下請振興事業計画承認グループ (共同で事業を行う者が4人以上であるもの)の 参加者である中小企業者	下請振興事業計画承認グループ (共同で事業を行う者が4人以上であるもの)の 参加者である中小企業者
⑨ 総合効率化計画認定 グループ事業	総合効率化計画認定グループ (共同で事業を行う者が4人以上であるもの)の 参加者である中小企業者	総合効率化計画認定グループ (共同で事業を行う者が4人以上であるもの)の 参加者である中小企業者
⑩ 地域産業創造基盤整備事業	特定会社 (※3) 一般社団法人等 (※4) 商工会等 (※5) 市町村 (東京都の特別区を含む)	特定会社 (※3) 一般社団法人等 (※4) 商工会等 (※5) 市町村 (東京都の特別区を含む)
⑪ 商店街整備等支援事業	特定会社 (※3) 一般社団法人等 (※4) 商工会等 (※5)	特定会社 (※3) 一般社団法人等 (※4) 商工会等 (※5)

(※1) 「特定中小事業者」については、第2章第1節「事業実施主体・貸付けの対象者」10ページをご参照ください。

(※2) 「特定中小企業団体」は、第2章第1節「事業実施主体・貸付けの対象者」(10ページ)をご参照ください。

(※3) 「特定会社」とは、第三セクターや、市町村等が出資している会社などです。

(※4) 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人です。

(※5) 「商工会等」とは、商工会、商工会連合会、商工会議所又は日本商工会議所です。

2 貸付金の種類及び負担割合

高度化事業の貸付金の種類には、以下の貸付けの区分があります。この貸付けの区分により、貸付けの割合などが異なります。

【貸付金の種類】

貸付けの区分	要件
普通貸付	「小規模事業者貸付」、「広域貸付」、「施設再整備貸付」、「災害復旧貸付」及び「緊急健康被害等防止貸付」以外の貸付け
小規模事業者貸付	小規模事業者が占有する施設に係る貸付け (小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員数が5人以下)の会社、個人、企業組合、協業組合です。)
広域貸付	集団化事業、共同施設事業、設備リース事業又は企業合同事業のうち、事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け
施設再整備貸付	過去に高度化事業を行った中小企業者が、当該事業に係るものとして新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設の再整備に係る貸付け 集団化事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会が、当該事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け
災害復旧貸付	災害を受けた事業用施設の復旧を図るものに係る貸付け
緊急健康被害等防止貸付	事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものに係る貸付け

【高度化事業における機構と都道府県の負担割合】

貸付金の種類	中小企業者への貸付割合 (%以内)	中小企業者への貸付けに対する都道府県・機構の負担割合(※)	
		都道府県の負担割合(%以内)	機構の負担割合(%以内)
普通貸付	80	16	64
小規模事業者貸付	90	18	72
広域貸付	80	10	70
災害復旧貸付 緊急健康被害等防止貸付	90	18	72

普通貸付、小規模事業者貸付、広域貸付、施設再整備貸付については、一定の要件を満たすと無利子貸付になります。

また、災害復旧貸付と緊急健康被害等防止貸付の基準を満たすと無利子貸付になります。

ただし、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業に係る貸付けは、無利子貸付になります。

3 無利子貸付の要件

(1) 事業が、次のいずれかに該当する場合、金利が無利子となります。

整備施設又は法律名称（略称）	対象事業
・ 小規模製造業者又は情報サービス業者による共同工場等	・ 施設集約化事業
・ 共同公害防止等施設、資源有効利用設備、エネルギー有効利用設備	ア 集団化事業 イ 共同施設事業
・ 地域環境保全施設	ア 集団化事業 イ 集積区域整備事業
・ 共同防災施設	ア 集団化事業 イ 集積区域整備事業 ウ 施設集約化事業 エ 共同施設事業 オ 経営革新計画承認グループ事業 カ 下請振興事業計画承認グループ事業 キ 総合効率化計画認定グループ事業
中小小売商業振興法	
・ 第4条第1項による認定を受けた商店街整備計画	ア 集積区域整備事業 イ 共同施設事業
・ 第4条第2項による認定を受けた店舗集団化計画	・ 集団化事業
・ 第4条第3項による認定を受けた共同店舗等整備計画	・ 施設集約化事業
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（労働力確保法） ・ 第5条第2項に規定する認定計画	ア 集団化事業 イ 集積区域整備事業 ウ 施設集約化事業 エ 共同施設事業
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（流通業務総合効率化法） ・ 第5条第2項に規定する認定総合効率化計画	ア 集団化事業 イ 集積区域整備事業 ウ 施設集約化事業（特定中小企業団体が実施する事業に限る） エ 共同施設事業 オ 企業合同事業 カ 総合効率化計画認定グループ事業
中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）	
・ 第48条第4項による認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業又は第50条第4項による認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（特定商業施設等整備事業（第7条第8項）又は特定事業（第7条第10項）に係るもの）	ア 集団化事業 イ 共同施設事業
・ 第48条第4項による認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業又は第50条第4項による認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（中小小売商業高度化事業（第7条第7項）に係るもの）	ア 集団化事業 イ 集積区域整備事業 ウ 施設集約化事業 エ 共同施設事業（特定中小企業団体が実施する事業に限る）
中小企業等経営強化法	
・ 第15条第2項に規定する承認経営革新計画	ア 集団化事業 イ 施設集約化事業 ウ 共同施設事業 エ 設備リース事業 オ 経営革新計画承認グループ事業 カ 企業合同事業
下請中小企業振興法 ・ 第7条第2項に規定する承認計画	ア 集団化事業 イ 施設集約化事業 ウ 共同施設事業 エ 設備リース事業 オ 下請振興事業計画承認グループ事業
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法） ・ 第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画	ア 集団化事業 イ 集積区域整備事業 ウ 施設集約化事業 エ 共同施設事業

(2) 災害復旧貸付の要件に該当する場合

大規模な災害又は著しい地盤沈下によって事業活動の運営が著しく困難となり、施設の復旧などを図るために高度化事業を実施する場合。

詳細については、第2章第5節「災害復旧貸付」(50ページ)をご参照ください。

(3) 緊急健康被害等防止貸付の要件に該当する場合

飛散性の高いアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は飛散性の高いアスベストが使用された事業用施設の建て替えを行うために高度化事業を実施する場合。

詳細については、第2章第6節「アスベスト対策事業に対する貸付け」（52ページ）をご参照ください。

(4) 地域産業創造基盤整備事業又は商店街整備等支援事業の場合

都道府県や市町村の作成する上位計画や事業要件となる法律の認定に基づく事業である「地域産業創造基盤整備事業」（42ページ）又は「商店街整備等支援事業」（44ページ）の場合

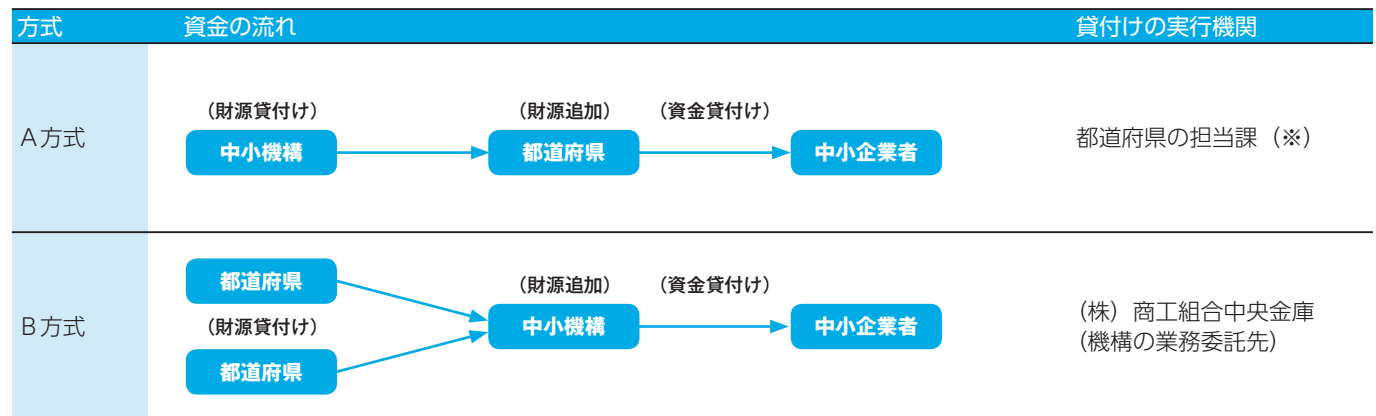
MEMO

貸付方式

高度化資金の貸付けの方式には、A方式とB方式があります。

A方式は1つの都道府県内での事業、B方式は2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方式です。

それぞれの方式の資金の流れは、次の図のとおりです。



※ 都道府県の担当課については、巻末（66ページ）をご参照ください。

共通の貸付条件

貸付けに当たっての高度化事業の共通条件は、次のとおりです。

償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期限
金利	年利0.60%（2023年（令和5年）度中に貸付決定を受けたものに適用される利率です。毎年度見直しを行います。） 又は 無利子（各事業の無利子貸付の要件に該当するものに適用されます。）

事業実施主体・貸付けの対象者

高度化事業の事業実施主体及び貸付けの対象者については、様々な定義があります。代表的なものは以下のとおりです。

(1) 中小企業者

①製造業、建設業、運輸業その他の業種を主たる事業として営む者

(資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人
(※1))

②卸売業を主たる事業として営む者

(資本金1億円以下又は従業員100人以下の会社及び個人)

③サービス業を主たる事業として営む者

(資本金5千万円以下又は従業員100人以下の会社及び個人
(※2))

④小売業を主たる事業として営む者

(資本金5千万円以下又は従業員50人以下の会社及び個人)

⑤企業組合

⑥協業組合

⑦水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

⑧事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

⑨商工組合、商工組合連合会

⑩商店街振興組合、商店街振興組合連合会

⑪生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

(直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記②、③又は④に該当する者)

⑫酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会

(直接又は間接の構成員の3分の2以上が資本金3億円以下又は従業員300人以下の者)

⑬酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

(直接又は間接の構成員3分の2以上が資本金5千万円(酒類卸売業者については1億円)以下又は従業員50人(酒類卸売業者については100人)以下の者)

⑭内航海運組合、内航海運組合連合会

(直接又は間接の構成員3分の2以上が資本金3億円以下又は従業員300人以下の者)

⑮技術研究組合

(直接又は間接の構成員の3分の2以上が①から⑥に該当する者)

(※1) ゴム製品製造業については、資本金3億円以下又は従業員900人以下の会社及び個人

(※2) ソフトウェア業及び情報処理サービス業については、資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社及び個人。旅館業については、資本金5千万円以下又は従業員200人以下の会社及び個人

(2) 特定中小事業者

左記 ①から④に該当する者

(3) 特定中小事業者等

左記①から⑥までに該当する者

(4) 小規模事業者

従業員20人以下の者(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))を行う者は、5人以下

(5) 特定中小企業団体

左記 ⑧から⑪に該当する者

(なお、⑧～⑪の直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者である必要があります。)

(6) 事業協同組合等

左記⑧のうち、「事業協同組合」と「事業協同組合又は事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会」

(7) 合併会社

中小企業者が、会社である他の中小企業者との合併により存続・設立した会社(中小企業者であるものに限ります。)

なお、当該合併会社については、下記①又は②の要件を満たしている場合が高度化事業の対象となります。

①特定中小事業者が他の特定中小事業者と合併する場合、その合併により存続・設立した合併会社が、合併をしようとする者が共同して作成する協業化計画(次の要件を満たすことが必要です。)に基づいて実施する事業

イ 合併会社が、主として一の建物を整備し、当該建物で事業を行うこと

ロ 合併しようとする特定中小事業者が4人以上であること

ハ 合併しようとする者の3分の2以上が特定中小事業者であること

ニ 合併しようとする特定中小事業者が合併会社の株式の数の3分の2以上を所有すること

等

②流通業務総合効率法、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(本州四国連絡橋法)、中小企業等経営強化法による認定・承認を受けた中小企業者等が、当該認定・承認を受けた他の中小企業者等と合併する場合で、その合併により存続・設立した会社が、当該認定・承認に係る計画に基づいて実施する事業

(8) 出資会社

中小企業者が、会社である他の中小企業者に対して出資を行ったときの出資を受けた会社です（中小企業者であるものに限りません。）。

なお、当該出資会社については、下記①、②、③のいずれかの要件を満たしている場合に高度化事業の対象となります。

①特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額等の大部分の出資をして設立する会社又は大部分の出資をしている会社が、出資をしようとする者が共同して作成する、出資を受けている会社が作成する共同化計画（次の要件を満たすことが必要です。）に基づいて実施する事業

イ 出資をしようとする者が行う事業の共同の用に供するため、主として一の建物の整備し、経営の合理化を図るための事業を行い、当該建物において事業を行うこと

ロ 出資をしようとする特定中小事業者の数が4人以上であること

ハ 出資をしようとする者の3分の2以上が特定中小事業者であること

ニ 出資をしようとする特定中小事業者が出資会社の株式の数の3分の2以上を所有すること
等

②特定中小事業者が他の特定中小事業者とともに資本金の額等の大部分の出資をして設立する会社又は大部分の出資をする者が共同して作成する協業化計画（次の要件を満たすことが必要です。）に基づいて実施する事業

イ 出資をしようとする者が行う事業の共同の用に供するため、主として一の建物の整備し、当該建物において事業を行うこと

ロ 出資をしようとする特定中小事業者の数が4人以上であること

ハ 出資をしようとする者の3分の2以上が特定中小事業者であること

ニ 出資をしようとする特定中小事業者が出資会社の株式の数の3分の2以上を所有すること
等

③流通業務総合効率法、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法、中小企業等経営強化法による認定・承認を受けた中小企業者等が出資した当該認定・承認を受けた他の中小企業者等、又は認定・承認を受けた他の中小企業者等とともに出資し設立した会社が、当該認定・承認に係る計画に基づいて実施する事業

(9) 特定会社

中小企業者以外の会社（以下「大企業」といいます。）による出資の額の合計額が資本金の額等の2分の1未満である会社であるものなどの要件があります。第2章第3節「第三セクターなどが実施する事業」（40ページ）をご参照ください。

(10) 一般社団法人等

一般社団法人にあっては、その議決権の2分の1以上を、中小企業者、特定会社、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所、市町村（特別区を含む。）又は大企業若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為を行うおそれのない者が有していることが必要です。

一般財団法人にあっては、設立時に拠出された財産の価額の2分の1以上を、中小企業者、特定会社、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所、市町村又は大企業若しくは特定の個人に対し特別の利益を与える行為をおこなうおそれのない者が有していることが必要です。

(11) 商工会等

商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所を指します。

貸付けの対象とならない者

貸付けの対象とならない者は、次のとおりです。

(1) 大企業又は次のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」といいます。）

①1社の大企業又はその役員から50パーセント以上の出資を受けている中小企業者

②大企業又はその役員から100パーセントの出資を受けている中小企業者

ただし、貸付後に大企業になった場合は、繰上償還の対象となりません。第3章「貸付後における取扱い」（58ページ）をご参照ください。

(2) 高度化資金を借りている者で、現在、償還猶予を受けている者及び償還を延滞している者

なお、償還猶予後に償還猶予後の契約どおりに償還を開始し、又は延滞を解消した後、償還が継続的に行われており、今後の償還が確実にされると認められる場合や激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（激甚災害法）に規定する激甚災害などの事態によって償還を猶予中である場合は、貸付けの対象とすることができます。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行う者は、貸付けの対象となりません。ただし、同法第2条第1項第1号の料理店及び第5号の営業は除きます。

貸付けの対象施設

1 貸付けの対象となる施設

貸付けの対象となる施設は、**土地、建物、構築物、設備**（設備リース事業にあつては設備のみ）であつて、**資産計上されるもの**です。ただし、都道府県が着工を許可する以前に取得し、造成し又は整備した施設は原則として貸付けの対象となりません。

（1）土地

土地については、上記のほか、次の取り扱いとなります。

①土地の事前取得

事業の実施に当たって都道府県から指導を受けている場合であつて、借入申込前における土地の取得が、事業の実施を円滑かつ効率的に推進するために必要であると都道府県又は機構が認めた場合に貸付対象とすることができます（ただし、その対象額については、後日、診断などにおいて妥当と認められた範囲内となります。）。

②高度化資金の貸付けを受けないで建物を整備する場合の土地

ア 貸付けの対象者が建物の全部を整備する場合であつて、貸付対象施設に貸付対象とならない施設を付随的かつ立体的に整備ものであると認められるときは、用地のすべてを貸付対象とすることができます。

これら以外の場合には、建物のうち貸付対象とならない施設を除く部分の割合に応じた用地分を貸付対象とします。この場合において、階層等による価値を合理的基準により換算した割合によることができるものとします。

イ 貸付けの対象者と貸付けの対象にならない者が区分所有権又は共有持分権を整備する場合は、当該区分所有権又は共有持分権の割合に応じた用地分を貸付対象とすることができます。この場合において、階層等による価値を合理的基準により換算した割合によることができるものとします。

③土地の地上権等

土地を賃借する際の地上権又は賃借権については、次の要件に該当する場合にその取得費を貸付対象とすることができます。

ア 貸付けの対象者が長期的に当該土地を使用することを担保する契約が行われていること。

イ 当該地上権又は賃借権が資産計上されるものであること。

ウ 当該地上権又は賃借権が登記により第三者対抗要件を具備するものであること。

④水利権等

土地を目的どおりに利用するために必要な水利権、水道・工業用水道施設利用権、電気・ガス・熱供給施設利用権又は電気通信施設利用権等の取得及び補償のための費用であつて、資産計上できるものは、貸付対象とすることができます。

（2）中古施設に係る取扱い

中古施設についても貸付けの対象とすることができます。ただし、貸付対象額は、時価を上回らない額であつて、当該施設の買取り額、取得・維持に関する諸費用から判断して妥当と認められる額とします。

（3）公共的機関に譲渡又は貸与する予定の道路等について

地方公共団体及び公共的機関に譲渡又は貸与することが予定されている道路その他地域環境保全施設等の共同施設は、高度化事業の実施に必要なものである場合に貸付対象とすることができます。

2 貸付けの対象とならない施設

（1）鉱物、岩石、粘土、砂、砂利等を掘採、採石若しくは採取する鉱山、鉱区などの土地（試掘権、採掘権、租鉱権又は採石権等の鉱業権を含みます。）又は廃棄物処理に係る最終処分場の用に供する土地は、貸付けの対象となりません。

（2）他の第三者に長期間（1年以上の期間）賃貸することを目的とする施設は、原則として貸付けの対象となりません。

3 貸付対象施設の取得価格

貸付対象施設の取得価格は、次の金額の合計額であつて、当該施設に係る資産計上額とします。

（1）当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料等その他資産の購入のために要した費用を含みます。）

（2）当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額（地質調査費、設計費、据付費、調整試運転費など）

4 施設の改造・取壊しに係る取扱い

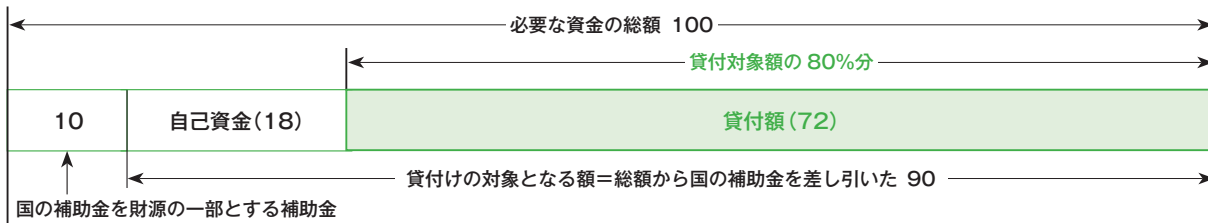
高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の改造、取壊しを行う場合について、改造後の施設が同等以上の価値又は機能を有し、かつ、債権の保全に支障がないと認められるときは、繰上償還の対象としないことができます。

したがって、過去に高度化資金の貸付けを受けた組合などが施設のリニューアルを行う場合にも柔軟に対応できます（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

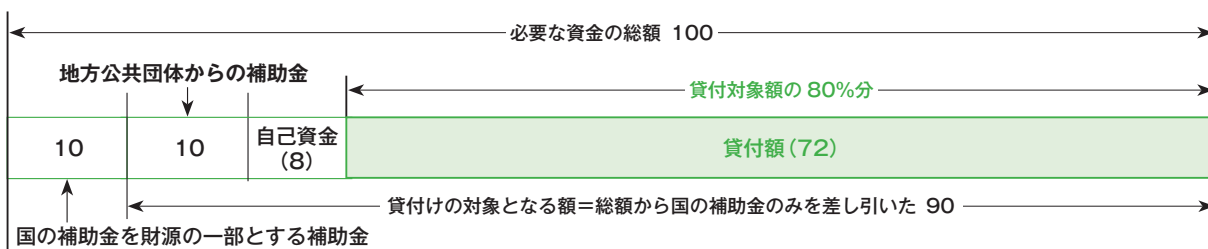
5 国の補助金の対象施設に係る取扱い

国の補助金を直接又は間接に受けた、又は受けることを予定している施設を貸付対象とする場合は、当該施設の金額から当該補助金の総額を控除した金額を高度化資金の貸付けの対象金額とします。

(例1) 必要な資金が100の場合で、うち、10が国からの補助金である場合



(例2) 必要な資金が100で国・地方公共団体からそれぞれ10ずつ補助金が出ている場合



6 基準となる人数の取扱い

貸付け要件の基準となる人数については、次の取扱いとなります。

- (1) 一の法人たる特定中小事業者又はその役員が所有する株式数又は出資金額の合計額が、当該他の法人たる特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上である場合には、当該他の法人である特定中小事業者は、基準の人数には含めません。
- (2) 特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上を同一の株主、社員若しくは出資者又はそれらの役員が所有している場合は、特定中小事業者が2人以上であっても、基準の人数は1人として取り扱います。

7 貸付けにおける消費税の取扱い

高度化資金の貸付けにおける消費税については、次の取扱いとなります。

- (1) 貸付けの対象となる施設の取得、造成、整備に必要な資金に消費税を含めることができます。さらに、消費税の額については、固定資産の取得価額に算入する必要はありません。
- (2) また、消費税が還付された場合においては、該当金額を繰上償還する必要はありません。

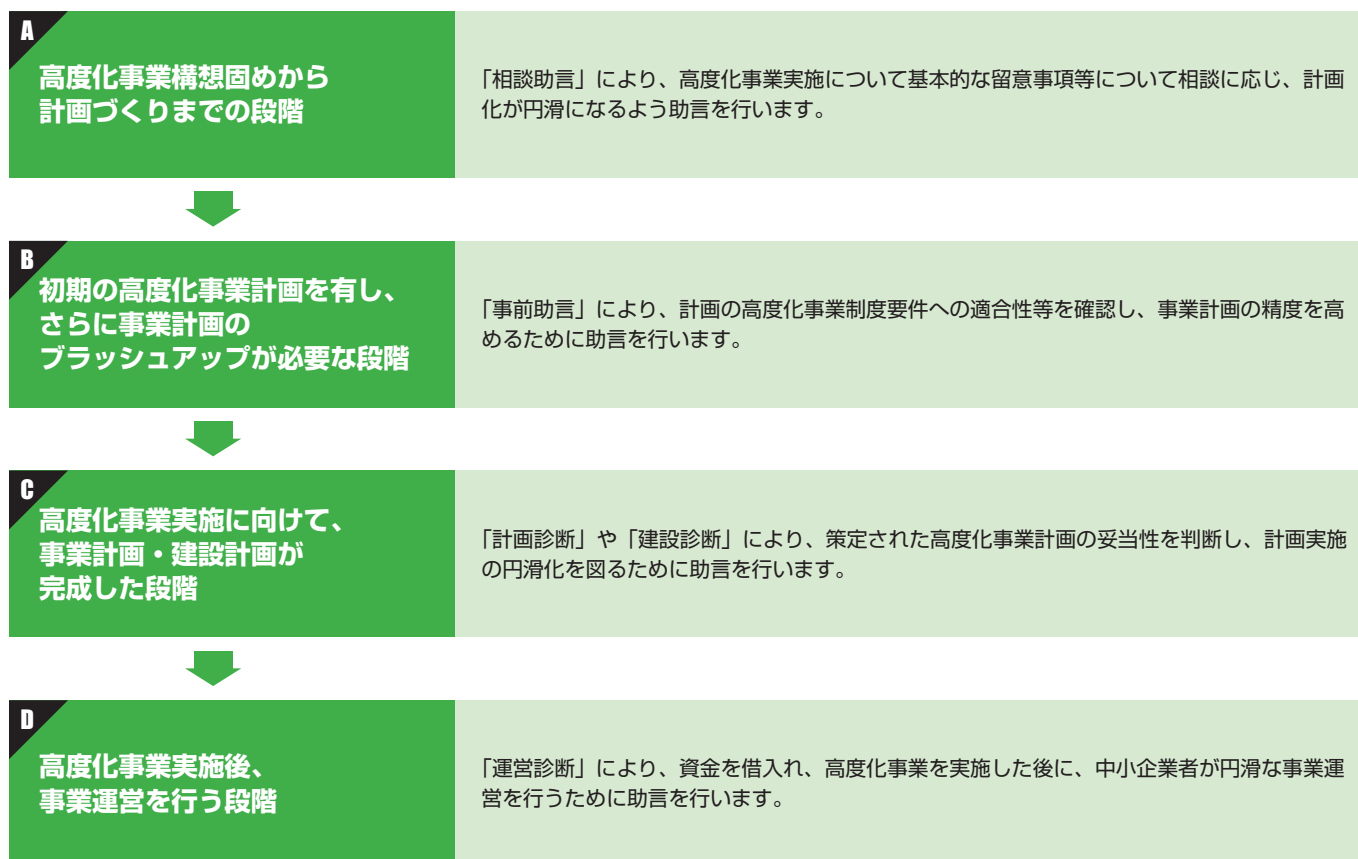
8 都市計画上の見地

事業実施に係る建物その他の施設は、都市計画その他市街地の整備の見地から適当であると認められる地域内にあることが必要となります。

診断助言

1 貸付けを希望する者は、高度化事業計画を作成する初期の段階から、都道府県に相談してその助言を受けることになります。
66 ページの都道府県の相談窓口にご連絡ください。

2 診断助言の実施段階の目安とそれぞれの助言種類及び概要は、次のとおりです。



3 高度化事業の診断実施機関については、次の区分となっています。

区分	実施機関
(1) A方式	都道府県
(2) B方式	機構及び都道府県
(3) 貸付後の運営診断	都道府県又は機構及び都道府県

※ 高度化事業の診断助言は、都道府県の依頼に応じて、機構も参加することとなります。

4 上記3の表の(1)又は(2)の診断は、原則として診断の申込みを受けてから3ヶ月以内に終了することになっています。

MEMO

概要

要件

リニューアル貸付

無利子貸付

税制措置

集団化事業

1 集団化事業とは

(1) 市街地や既存の団地などで事業を営んでいる中小企業者の方は、次のような問題を抱えていることが多いと思われます。

- ・現在の事業所を拡張しようとしても、隣接する用地の取得がなかなかできない。
- ・騒音、ばい煙などの公害問題で住民から苦情が出て、操業に支障をきたしている。
- ・事業所の前の道路が狭く、大型の資材の搬入や搬出ができないので困っている。
- ・事業所が古くて狭いので、若年労働者の雇用が難しい。

また、中小企業者の中には、新たな事業環境のもとで異業種の企業などと連携を図りながらビジネスチャンスをつかみたいと考えている方も多いと思われます。このような問題や課題に対処するため、中小企業者が事業協同組合などを設立し、移転計画を作成したうえで、適地に集団で移転し、すべての組合員が一の団地又は建物の内部に施設を整備するとともに、適切な共同事業を実施することによって、経営基盤の強化を図る事業が集団化事業です。

(2) また、過去に集団化事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応、団地内の空き区画の整備などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

2 集団化事業を実施する場合の主な要件

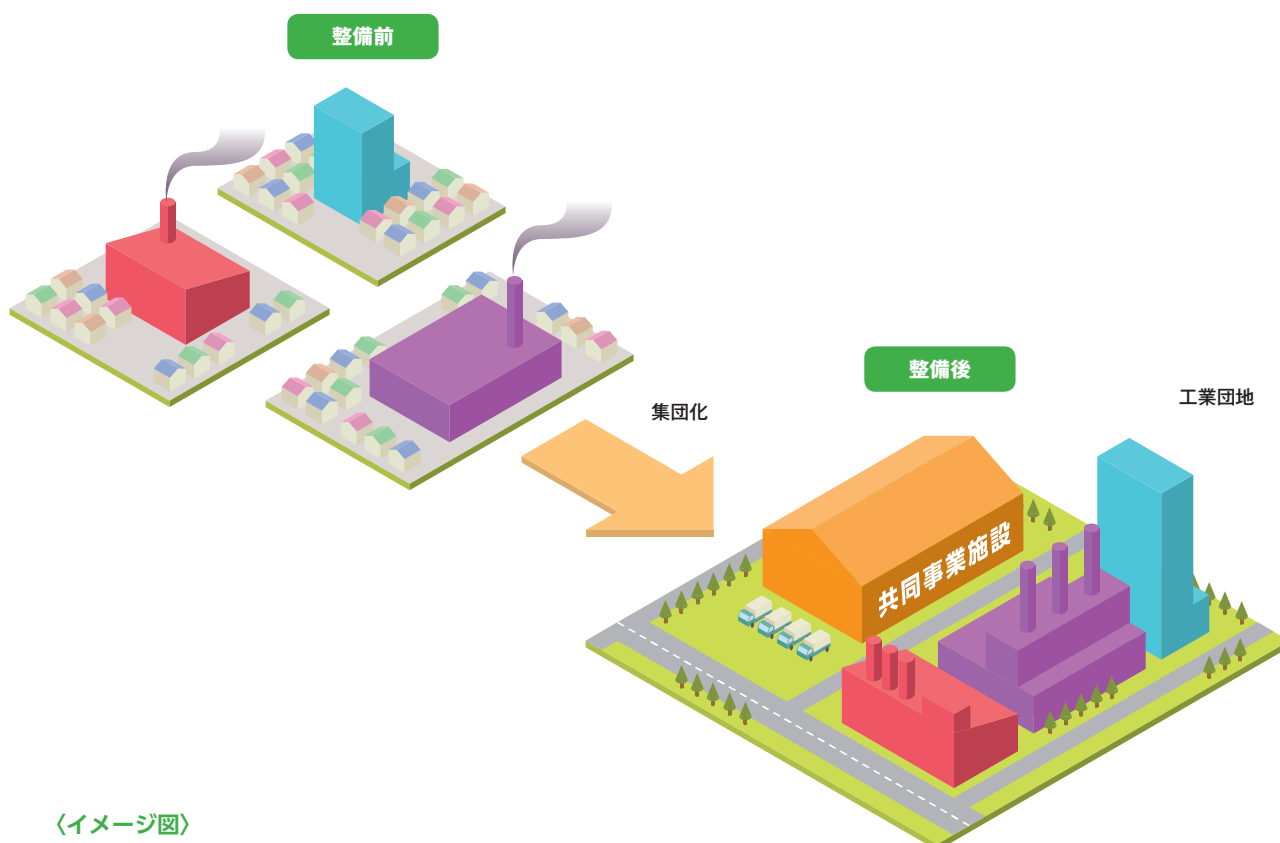
(1) 計画作成主体

計画の作成主体は、事業協同組合、協同組合連合会（事業協同組合又は事業協同小組合のみを会員とするものに限りません。）です。集団化事業を実施するためには、参加予定企業を組合員とする事業協同組合などを設立し、集団化計画を作成する必要があります。

(2) 事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

- ①事業協同組合
- ②協同組合連合会
- ③事業協同組合又は協同組合連合会の組合員又は所属員（以下「組合員等」といいます。）である特定中小事業者等



〈イメージ図〉

(3) 組合員等の数

集団化事業を実施するためには、組合員等である特定中小事業者等の数が、次のいずれかの事由に該当する場合は、5人以上で実施することができます。

- ①東京都の特別区や人口10万人以上の市で行われる場合であって、事業協同組合、協同組合連合会（以下集団化事業において「団地組合」といいます。）の組合員の3分の2以上が集団化計画の作成の際に、当該区域内又はそれら区域の近隣の区域内で事業を行っている場合
- ②団地組合の組合員等の3分の2以上が小規模事業者である場合
- ③商店街の区域又はその隣接地で行われる場合であって、既存の商店街の活性化に資すると認められる場合（※1）
- ④当該集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合
- ⑤上記①から④の他、地域の振興に資すると認められる場合（※2）

これ以外の場合は、10人以上となります。

(4) 施設の整備

すべての組合員等が一の団地又は主として一の建物の内部に団地組合の組合員等である資格事業を行うために必要な施設（以下「特定施設」といいます。）を整備する必要があります。

(5) 特定施設の移転

組合員等の3分の2以上が、これまで事業を行っていた特定施設の全部又は一部を移転しなければなりません。

ただし、次のいずれかの事由に該当する場合は、特定施設の移転の必要はありません。

- ①当該集団化事業が、中小小売商業振興法第4条第2項の認定を受けた店舗等集団化計画又は中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業である場合
- ②当該集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員の3分の2以上が特定施設の全部又は一部を移転することが困難になった場合
- ③上記①、②の他、特定施設の移転の必要がないと認められる場合

(6) 共同事業の実施

団地組合は、次のような共同事業を必ず行う必要があります。ただし、共同事業を実施するための共同施設は必ずしも整備する必要はありません。

- ・共同購買、共同加工、共同販売、共同受注、共同宣伝、商品又は技術等の開発、需要開拓、情報の収集・処理・提供、教育・研修など

(7) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

(8) 長期間（1年以上の期間）賃貸を目的とする施設が貸付けの対象となる場合

長期間賃貸を目的とする施設については原則として貸付けの対象となりませんが、団地組合の組合員等である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として賃貸するもので、次の要件に該当する場合は、貸付対象となります。

- ①貸与を受ける者は、当該施設を他の第三者に賃貸するものではないこと。
- ②貸与を受ける者は、(3) ③の場合以外は特定中小事業者等であること。
- ③賃貸を行う者は、当該団地組合の組合員等である特定中小事業者等であること。
- ④当該賃貸施設の規模が、貸与を受ける組合員等である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として適切なものであること。
- ⑤当該賃貸施設に係る契約の内容が、長期間にわたり借り受けることが可能であり、かつ、賃貸料その他の貸付条件が妥当であると認められるものであること。

（※1）「既存の商店街の活性化に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①次の要件を満たした集団化事業（商店街パティオ）
 - ア 共同施設としてのテラス、憩いの場、小公園又は広場を整備するものであること。
 - イ 組合員等の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であること。
- ②空き店舗等（商店街の区域において事業活動を継続することを断念し、店舗、倉庫又は事業場等が事業活動の場として使われていない状態となっている施設）を活用して行われる集団化事業であって、次のいずれかに該当し、団地組合の組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であるもの。
 - ア 中小小売商業振興法第4条第2項の認定を受けた店舗等集団化計画に基づくもの。
 - イ 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づくもの。
 - ウ 地域商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの。

(※2)「地域の振興に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

①以下のいずれかの地域において整備される場合

- ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域内
- イ 半島振興法第2条に規定する半島振興対策実施地域として指定された地域内
- ウ 農村への産業の導入の促進等に関する法律第5条の規定に基づき産業導入地区として定められた区域内
- エ 沖縄県の区域内

②以下のいずれかに該当する場合

- ア 都道府県又は市町村が作成する地域の振興に関する計画に基づいて実施されるもの
- イ 都道府県又は市町村が地域の振興に資すると認めるもの

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に集団化事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります。この場合における取扱いは、次のとおりです（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

①組合員の新規加入、既存組合員の施設の追加移転、共同施設の追加及び空き区画の再整備等を行う場合は、**集団化事業の施設再整備貸付**となります。

②施設の追加又は移転を伴わない既存施設の再整備については、**新規の集積区域整備事業**となります。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

集団化事業のうち、次の場合は、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（1）共同公害防止等施設（共同処理施設、共同防止施設、省資源・省エネルギー共同施設）を整備するもの

①共同公害防止施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動又は共同事業の実施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であって、次の施設です。

- ア 排水処理又は汚泥処理のための設備及びその整備に係る施設
- イ ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための整備及びその整備に係る施設
- ウ 産業廃棄物を処理するための設備及びその整備に係る施設
- エ 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその整備に係る施設
- オ その他公害防止関連法令等により規制の対象となっている公害の発生を防止するための設備及びその整備に係る施設

②省資源・省エネルギー共同施設を整備するもの
貸付けの対象となるのは、次の施設です。

ア 資源有効利用設備及びその整備に係る施設

- a 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
- b 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
- c その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその整備に係る施設

イ エネルギー有効利用設備及びその整備に係る施設

- a 省エネルギー型製造設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設
- b 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその整備に係る施設
- c 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその整備に係る施設
- d 高温又は低温のエネルギー放射を防止するための設備及びその整備に係る施設
- e 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその整備に係る施設
- f その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設

（2）地域環境保全施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、地域環境の保全に資する次の施設です。

- ①緑地、公園、その他工場立地法施行規則第4条に掲げる施設
- ②地域の住民にも利用され、公共的道路として利用されると認められる団地内主要道路
- ③その他地域環境の保全に資すると認められる施設

（3）共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

- ①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
- ②集中災害検知装置
- ③消防・消火施設
- ④防風・防砂林
- ⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

（4）中小小売商業振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

①組合員等である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。

②共同施設については、環境施設（例えば、アーケード、カラー舗装、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等の組合員及び一般公衆の利便施設）又は非収益施設（例えば、ゴミ処理施設、組合事務所等）であること。

（５）労働力確保法第5条第2項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第5条第1項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限ります。

- ①研修施設
- ②従業員共同宿舍
- ③食堂
- ④託児施設

（６）流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ①流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた団地組合であること。
- ②組合員等である特定中小事業者等の3分の1以上、かつ、4人以上が参加するものであること。
- ③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の3分の2以上が、特定中小事業者等であること。
- ④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えるものであること。
- ⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。

（７）中心市街地活性化法に規定する次の計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの計画に基づき事業を実施するものである必要があります。

- ①中心市街地活性化法第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画
- ②中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画

（８）中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けた中小企業者であること。
- ②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること。

（９）下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たす必要があります。

- ・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

（10）地域商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の要件を満たす必要があります。

- ①組合員等である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
- ②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

5 集団化事業における税制措置

集団化事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第4章「高度化事業関連税制の概要」（60ページ）をご参照ください。

（１）国税

- ・高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）

（２）地方税

- ①事業所税の非課税

集積区域整備事業

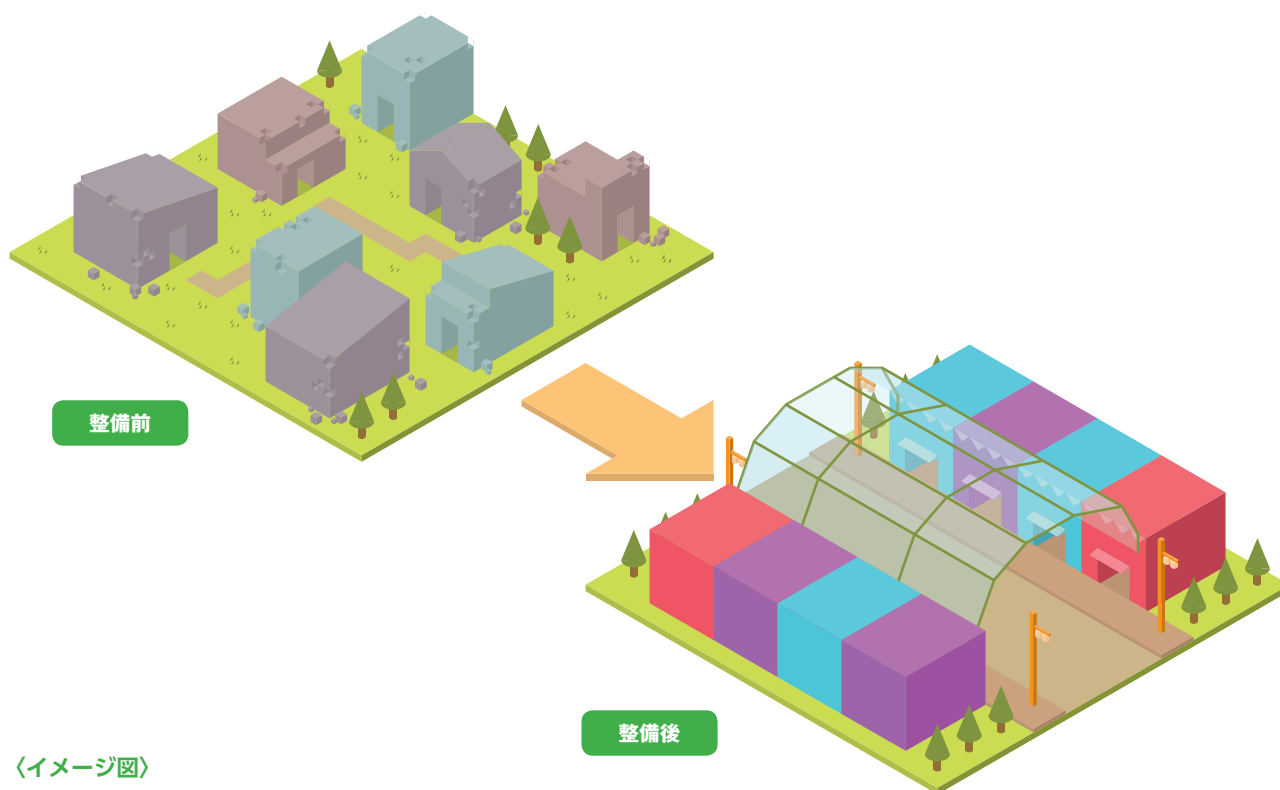
1 集積区域整備事業とは

(1) 商店街、問屋街、工場街、その他工場、店舗、事業場などが集まっている区域において、事業環境の改善など当該集積区域の整備を行う事業です。

具体的には、上記のような集積区域の中小企業者によって構成される組合が、問題解決（改善）のため計画を作成し、組合員である中小企業者が事業を行う工場、店舗、事業場などの施設の改造、新たな施設の建設を行うとともに、道路拡幅、植栽、アーケード・カラー舗装、共同配送センター、共同駐車場などの共同施設の整備を行うことにより、当該区域の再整備を行う事業が、集積区域整備事業です。

(2) また、過去に集積区域整備事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【商業集積（商店街）の例】



2 集積区域整備事業を実施する場合の主な要件

(1) 計画作成主体

計画の作成主体は、事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会です。集積区域整備事業を実施するためには、集積区域整備計画を作成した上で事業を推進していく必要があります。

(2) 事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

- ①事業協同組合
- ②協同組合連合会
- ③商店街振興組合
- ④商店街振興組合連合会
- ⑤上記組合又は連合会の組合員等である中小企業者

(3) 集積区域

本事業は、上記の組合又は連合会（以下、集積区域整備事業では「集積区域組合」といいます。）の組合員等の2分の1以上が事業を行っている区域（集積区域）が対象となります。

(4) 組合員の敷地面積割合

本事業は、集積区域内に整備している工場、店舗、事業場などの施設の敷地面積のうち、組合員等が使用する部分が2分の1以上である場合に実施することができます。

(5) 組合員等の数

集積区域整備事業を実施するためには、組合員等の数が、原則として10人以上必要です。

ただし、当該集積区域整備事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合又は過去に高度化資金の貸付けを受けて形成された集積区域で行われる場合であって、次のいずれかの事由に該当する場合は、5人以上で実施することができます。

- ①東京都の特別区や人口10万人以上の市で行われる場合であって、集積区域組合の組合員の3分の2以上が集積区域整備計画の作成の際に、特別区内や10万人以上の市内、又はそれら区域の近隣の市町村で事業を行っている場合
- ②集積区域組合などの組合員等の3分の2以上が小規模事業者である場合
- ③商店街の区域又はその隣接地で行われる場合であって、既存の商店街の活性化に資すると認められる場合（※1）
- ④集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合
- ⑤上記①から④の他、地域の振興に資すると認められる場合（※2）

（※1）の「既存の商店街の活性化に資すると認められる場合」及び（※2）の「地域の振興に資すると認められる場合」については、16ページをご参照ください。

(6) 中小企業者の割合

組合員等の3分の2以上が、特定中小事業者等である必要があります。

(7) 施設の整備

組合員等の2分の1以上が、集積区域に集積区域組合の組合員である資格事業を行うために必要な施設（以下「特定施設」といいます。）を整備する必要があります。

ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、それぞれに掲げる人数以上で実施することができます。

- ①過去に集団化事業を実施して形成された区域において、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員の3分の2以上が特定中小事業者等である場合であって、集積区域の活性化に資すると認められる場合（※3）……1人
- ②当該集積区域整備事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員の2分の1以上が、特定施設を整備することが困難となった場合……5人

（※3）の「集積区域の活性化に資すると認められる場合」については、21ページをご参照ください。

(8) 共同事業の実施

集積区域組合は、次のような共同事業を必ず行う必要があります。ただし、このような共同事業を実施するための共同施設は必ずしも整備する必要はありません。

- ・共同購買、共同加工、共同販売、共同受注、共同宣伝、商品又は技術等の開発、需要開拓、情報の収集・処理・提供、教育・研修など

(9) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

(10) 長期間（１年以上の期間）の賃貸を目的とする施設が貸付けの対象となる場合

長期間賃貸を目的とする施設については原則として貸付けの対象となりませんが、集積区域組合の組合員等である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として賃貸するもので、次の要件に該当する場合は、貸付対象となります。

- ①貸与を受ける者は、当該施設を他の第三者に賃貸するものではないこと。
- ②賃貸を行う者は、集積区域組合の組合員等である特定中小事業者等であること。
- ③当該賃貸施設の規模が、貸与を受ける組合員である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として適切なものであること。
- ④当該賃貸施設に係る契約の内容が、長期間にわたり借り受けることが可能であり、かつ、賃貸料その他の貸付条件が妥当であると認められるものであること。
- ⑤当該集積区域整備事業を実施するうえにおいて、当該賃貸施設の整備が必要なものであり、かつ、その整備を推進するためには高度化資金の貸付けを行うことが妥当と認められるものであること。
- ⑥新たに組合員等となる者に賃貸を行う組合員等である特定中小事業者等に対する貸付けに当たっては、上記①から⑤までに該当するものであって、かつ、集積区域の整備及び不足業種の導入の観点からみて必要と認められるものであること。

(※ 3)「集積区域の活性化に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①空き店舗等を活用して行われる集積区域整備事業であって、次のいずれかに該当し、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であるもの。
 - ア 中小小売商業振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づくもの。
 - イ 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心地活性化事業計画に基づくもの。
 - ウ 地域商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの。
- ②過去に高度化資金の貸付けを受けて集団化事業を実施したものであって、当該集積区域整備計画に基づいて施設を整備する組合員等の3分の2以上が特定中小事業者等であるもの。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に集積区域整備事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付の要件(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。)について

集積区域整備事業のうち、次の場合は貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

(1) 地域環境保全施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設は、地域環境の保全に資する次の施設です。

- ①緑地、公園、その他工場立地法施行規則第4条に掲げる施設
- ②地域の住民にも利用され、公共的道路として利用されると認められる団地内主要道路
- ③その他地域環境の保全に資すると認められる施設

(2) 共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

- ①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
- ②集中災害検知装置
- ③消防・消火施設
- ④防風・防砂林
- ⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

(3) 中小小売商業振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①組合員である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
- ②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

(4) 労働力確保法第5条第2項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第5条第1項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限ります。

- ①研修施設
- ②従業員共同宿舍
- ③食堂
- ④託児施設

(5) 流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた組合等であること。
- ②組合員等である特定中小事業者等の3分の1以上、かつ、4人以上が参加するものであること。
- ③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の3分の2以上が、特定中小事業者等であること。
- ④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えていること。
- ⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。

(6) 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づくもの**(7) 地域商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの**

貸付けの対象となる施設については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①組合員等である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
- ②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

5 集積区域整備事業における税制措置

集積区域整備事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第4章「高度化事業関連税制の概要」(60ページ)をご参照ください。

・ 地方税**①事業所税の非課税**

施設集約化事業

1 施設集約化事業とは

(1) 次のような個々の企業では解決が難しい課題や問題を抱えている中小企業者が、共同で組合や会社を設立し、共同工場、共同店舗、共同事業場などを整備して施設を集約化し、経営の合理化を図る事業です。

- ・新分野進出、新規事業の開拓などを共同で新たに実施したい。
- ・現在事業を行っている施設が狭隘化したり、老朽化が進んでいる。
- ・生産設備や生産方式が旧態化し生産性や作業効率が低下している。
- ・顧客吸引力が弱まっている（多様な顧客のニーズに応えたい。）。

なお、本事業は次の2つの形態に分類されます。

○共同化形態

事業協同組合や出資会社が、組合員や出資者である中小企業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場、共同事業場などの主として一の建物を整備・運営し、組合員や出資者のすべてが施設内でそれぞれ事業を行うことによって、組合員や出資者の経営の近代化・合理化を図る形態

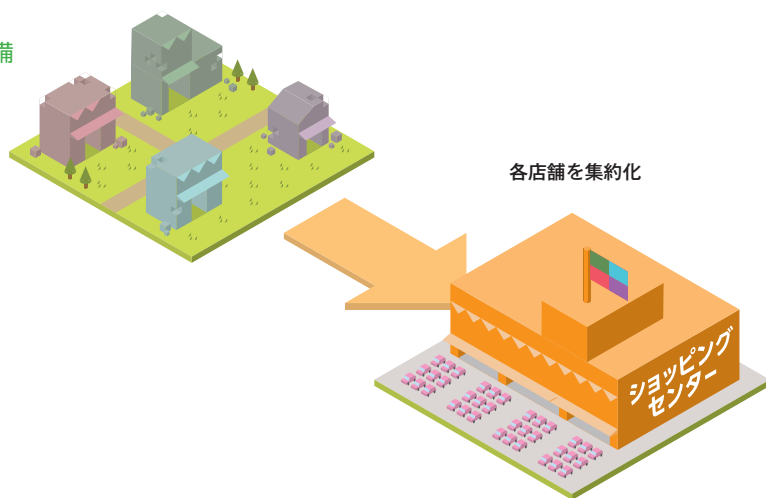
○事業統合形態

協業組合や合併会社・出資会社が、主として一の建物を整備し、従来の事業の全部又は一部について協業化するなどの事業統合を行うことにより、経営の近代化・合理化を図る形態

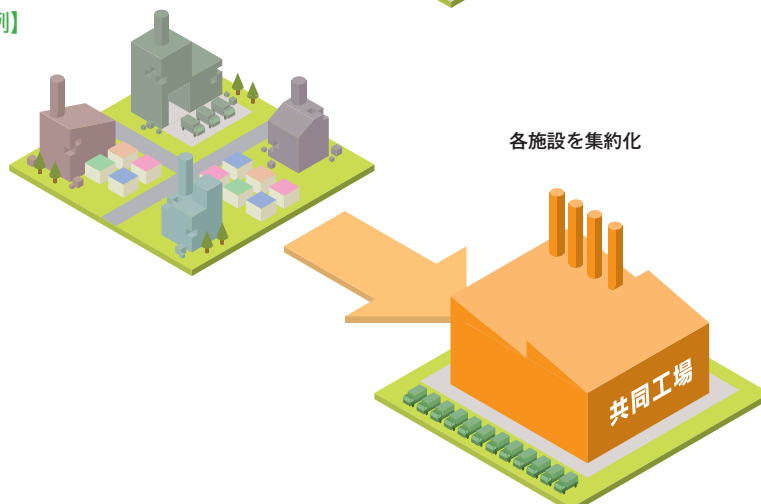
(2) また、過去に施設集約化事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【共同化形態の例】

ショッピングセンターの整備



【事業統合形態の例】 共同工場の整備



〈イメージ図〉

2 施設集約化事業を実施する場合の主な要件

〔共同化形態の主な要件〕

（1）事業実施主体

実施主体は、次の組合等又は会社です。

- ①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ②出資会社

※ 事業実施主体の計画に基づき事業を実施する組合員等が貸付けの相手方とすることができます。

（2）事業の実施

組合員等又は出資者は、組合等又は出資会社が作成する共同化計画に基づいてそれぞれ事業を行わなければなりません。

（3）建物の整備

主として一の建物を整備し、組合員等又は出資者のすべてが当該建物においてそれぞれ事業を行うことが必要です。

（4）組合員等又は出資者の数

- ①組合等の場合は、組合員等の数が4人以上必要です。
- ②出資会社の場合は、出資をしようとする特定中小事業者の数が4人以上必要です。

（5）中小企業者の割合

組合等の場合は、組合員の3分の2以上が特定中小事業者等、出資会社の場合は、出資者の3分の2以上が特定中小事業者でなければなりません。

（6）出資割合

出資会社が実施主体の場合には出資者である特定中小事業者は、出資会社の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有する必要があります。

（7）適切な共同事業の実施

組合等又は出資会社は、組合員等又は出資者の経営の合理化を図るための共同事業を実施する必要があります。

（8）利用面積割合

特定中小事業者等である組合員等又は出資者の行う事業に利用する建物の床面積の合計が、組合員等又は出資者の行う事業の共同の用に供する床面積の3分2以上でなければなりません。

なお、当該利用面積の算定にあたっては、みなし大企業の利用する面積は除きます。

（9）組合員等以外の利用面積割合

組合員等以外の者に施設の一部を利用させることが合理的運営に資すると認められる場合は、組合員以外の者の利用する建物延べ床面積の合計が、組合員等の利用する建物延べ床面積の20パーセント以内まで認められます。

（10）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

ただし、組合員等又は出資者以外で大企業が利用する部分は、貸付けの対象となりません。

〔事業統合形態の事業の主な要件〕

（1）実施主体

実施主体は、次の組合又は会社です。

- ①協業組合
- ②合併会社、出資会社

（2）事業の実施

組合又は会社は、協業化計画に基づき、当該建物において統合した事業を共同経営しなければなりません。

（3）建物の整備

主として一の建物を整備しなければなりません。

（4）組合員数又は出資者数

- ①協業組合の場合は、組合員の数が4人以上必要です。
- ②合併会社又は出資会社の場合は、合併又は出資をしようとする特定中小事業者の数が4人以上必要です。

（5）中小企業者の割合

組合員及び合併又は出資をしようとする者の3分の2以上が特定中小事業者でなければなりません。

（6）出資割合

合併会社又は出資会社が実施主体の場合には、合併又は出資をしようとする特定中小事業者は、合併会社又は出資会社の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有する必要があります。

（7）協業組合、合併会社又は出資会社以外の者の利用面積割合

協業組合、合併会社又は出資会社以外の者に施設の一部を利用させる場合は、これら以外の者の利用する建物延べ床面積の合計が、協業組合、合併会社又は出資会社の利用する建物延べ床面積の3分の1以内まで認められます。

（8）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

ただし、協業組合、合併会社又は出資会社以外の大企業が利用する部分については、貸付けの対象となりません。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に施設集約化事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

施設集約化事業のうち、次の場合については貸付条件が優遇され、金利が無利子となります。

（1）組合員等又は合併者・出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれかの業種又は相互に関連性の高い製造業及びサービス業を行うものであって、次の要件に該当するもの

- ①組合員等又は合併者・出資者のすべてが特定中小事業者等であること。
- ②組合員等又は合併者・出資者の5分の4以上が小規模事業者であること。
- ③共同化形態の場合は、組合等の組合員等である特定中小事業者等のすべてが事業の用に供する工場、事業場の全部又は一部を共同工場など一棟の建物に移転するもの。なお、小規模事業者は操業の全部を移転しなければなりません。ただし、小規模事業者が当該共同工場等において行おうとする事業以外の事業を兼業している場合であって、当該兼業部門を移転せず、旧事業所等において事業を存続させても当該事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときは、この限りではありません。
また、組合等の組合員等が製造業又は情報サービス業以外の事業を行う特定中小事業者等である場合には、当該事業を円滑に行うために必要な者であることが必要です。
- ④事業統合形態の場合は、協業組合の組合員、合併者又は出資者である特定中小事業者が、協業組合の協業対象事業、合併会社又は出資会社が行う事業に該当する操業のすべてを廃止し、共同工場等において操業を協業化又は集約化するもの。なお、協業組合の協業対象事業、合併又は出資会社が行う事業は、主として製造業又は情報サービス業であることが必要です。
また、協業組合の協業対象事業、合併会社又は出資会社が行う事業に製造業又は情報サービス業以外の事業を含む場合には、当該事業を円滑に行うために必要な事業であることが必要です。
- ⑤共同工場などの施設は、主として製造業又は情報サービス業の事業の用に供するものであること。

（2）共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

- ①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
- ②集中災害検知装置
- ③消防・消火施設
- ④防風・防砂林
- ⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

（3）中小小売商業振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①貸付けの対象施設である共同店舗又は店舗及びこれに附帯する設備で、次の要件を満たすものであること。
 - ア 施設を整備する共同化形態の組合等の組合員の2分の1以上が、小規模事業者であること。
 - イ 共同店舗又は店舗の全体の床面積（階段等の共用部分及び環境施設を除きます。）のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積の占める割合が2分の1以上であること。
- ②共同店舗又は店舗とともに整備する環境施設又は非収益施設であること。
- ③貸付けの対象者が、出資会社の場合は、次の要件に該当すること。
 - ア 出資者の3分の2以上が小売商業又はサービス業を営む特定中小事業者であること。
 - イ 小売商業を営む特定中小事業者の数がサービス業を営む特定中小事業者等の数以上であること。
 - ウ 小売商業を営む者の数がサービス業を営む者の数以上であること。

（4）労働力確保法第5条第2項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第5条第1項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限ります。

- ①研修施設
- ②従業員共同宿舎
- ③食堂
- ④託児施設

(5) 流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの（特定中小企業団体が実施する事業に限ります。）

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ①流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた組合等であること。
- ②組合員等である特定中小事業者等の3分の1以上、かつ、4人以上が参加するものであること。
- ③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の3分の2以上が、特定中小事業者等であること。
- ④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えていること。
- ⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。

(6) 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づくもの**(7) 中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づくもの**

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けた中小企業者であること。
- ②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること。

(8) 下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たすことが必要です。

- ・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

(9) 地域商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の要件を満たすことが必要です。

- ①共同店舗又は店舗及びこれに附帯する施設のうち、次のいずれかの要件に該当するものであること。

ア 施設を整備する組合等の組合員の2分の1以上が小規模事業者であること。

イ 共同店舗又は店舗の全体の床面積のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積（階段等の共用部分及び環境施設を除きます。）の占める割合が2分の1以上であること。

- ②共同店舗又は店舗とともに整備する環境施設又は非収益施設であること。

5 施設集約化に係る事業における税制措置

施設集約化事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第4章「高度化事業関連税制の概要」（60ページ）をご参照ください。

・ 地方税

- ①事業所税の非課税

共同施設事業

1 共同施設事業とは

(1) 中小企業者が組合を設立し、共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する事業です。例えば中小卸売業者が在庫管理、配送の効率化を図るために新鋭機器を導入した共同物流センター、展示場・会議室等を備えた組合会館を整備したり、商店街の中小小売業者が顧客吸引力を高めるためにアーケードや共同駐車場を整備する事業などがあげられます。

なお、本事業は次の2つに分類されます。

○事業協同組合などが行う事業

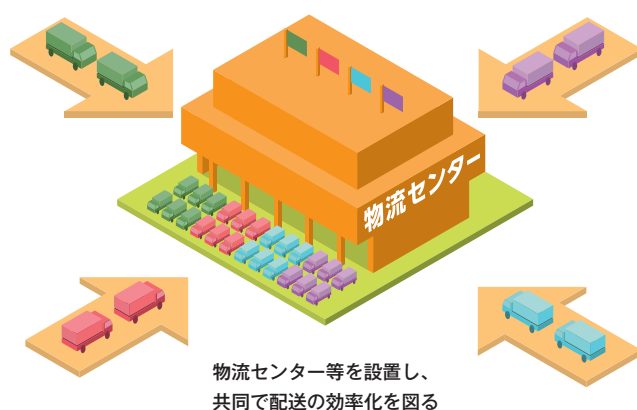
組合が、組合員の経営の近代化・合理化を図るための共同事業の用に供する施設を整備・所有し、組合員が共同利用する事業

○協業組合又は企業組合の行う事業

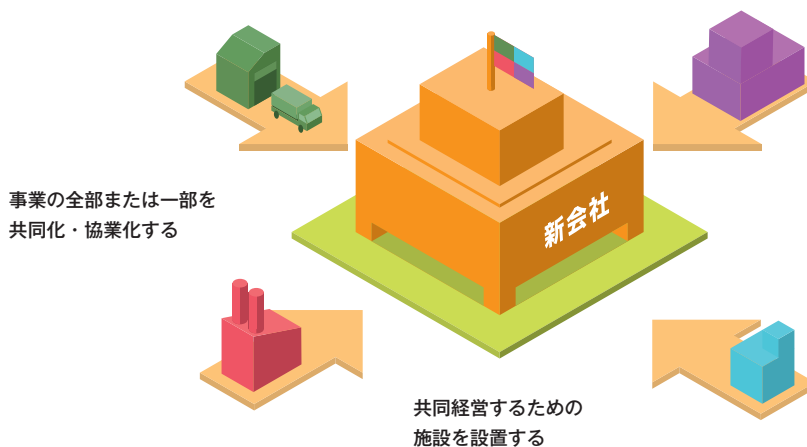
中小企業者が、他の中小企業者と従来の事業の全部又は一部を共同化、協業化して、共同経営するための施設を整備する事業

(2) また、過去に共同施設事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【事業協同組合などが行う事業の例】共同物流センターの設置



【協業組合又は企業組合が行う事業の例】共同経営するための施設の設置



〈イメージ図〉

2 共同施設事業を実施する場合の主な要件

〔事業協同組合などが行う事業の主な要件〕

(1) 事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

- ①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ②商工組合、商工組合連合会
- ③商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

※ 事業実施主体の計画に基づき事業を実施する組合員等が貸付けの相手方となることができます。

(2) 組合員等の数

組合員等の数が4人以上必要です。

なお、アーケード、カラー舗装等の商店街の環境整備に関する施設を整備する事業については、10人以上必要となります。

(3) 中小企業者の割合

組合員等の3分の2以上が特定中小事業者等でなければなりません。

(4) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

〔協業組合又は企業組合が行う事業の主な要件〕

(1) 実施主体

実施主体は、協業組合又は企業組合です。

(2) 組合員数

組合員の数が4人以上必要です。

(3) 中小企業者の割合

協業組合の場合は、組合員の3分の2以上が特定中小事業者でなければなりません。

(4) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に共同施設事業を実施した者が施設の再整備(リニューアル)を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります(詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」(48ページ)をご参照ください。)

4 無利子貸付の要件(災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。)

共同施設事業のうち、次に掲げるものは、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

(1) 共同公害防止等施設(共同処理施設、共同防止施設、省資源・省エネルギー共同施設)を整備するもの

①共同公害防止施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動又は共同事業の実施に伴って副次的に生ずる公害を処理又は防止するための施設であって、次の施設です。

- ア 排水処理又は汚泥処理のための設備及びその整備に係る施設
- イ ばい煙、粉じん又は排ガスを処理するための設備及びその整備に係る施設
- ウ 産業廃棄物を処理するための設備及びその整備に係る施設
- エ 騒音、振動又は悪臭を防止するための設備及びその整備に係る施設
- オ その他公害防止関連の法令などにより規制の対象となっている公害の発生を防止するための設備及びその整備に係る施設

②省資源・省エネルギー共同施設を整備するもの

貸付けの対象となるのは、次の施設です。

- ア 資源有効利用設備及びその整備に係る施設
 - a 排水又は廃棄物を有効利用するため再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
 - b 排水又は廃棄物に含まれる資源を回収し、又は回収された資源を再生又は加工するための設備及びその整備に係る施設
 - c その他資源の有効利用を図るため特に必要と認められる設備及びその整備に係る施設
- イ エネルギー有効利用設備及びその整備に係る施設
 - a 省エネルギー型製造設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設
 - b 電力、ガス、石油その他のエネルギーの消費を自動的に制御するための設備及びその整備に係る施設
 - c 工業炉用燃焼空気の除湿設備等本体設備のエネルギー効率を向上させるための設備及びその整備に係る施設
 - d 高温又は低温のエネルギー放射を防止するための設備及びその整備に係る施設
 - e 廃熱、廃蒸気等の廃エネルギーを回収又は利用するための設備及びその整備に係る施設
 - f その他中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用を図るため特に必要と認められる設備であって、エネルギー使用効率が10%以上向上するもの及びその整備に係る施設

(2) 共同防災施設を整備するもの

貸付けの対象となる施設については、中小企業者の事業活動に支障をもたらす災害の発生を未然に防止し又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な次の施設です。

- ①消雪パイプやロードヒーターなどの消融雪施設
- ②集中災害検知装置
- ③消防・消火施設
- ④防風・防砂林
- ⑤その他災害の防止に特に資すると認められる施設

(3) 中小小売商業振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①組合員である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
- ②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

(4) 労働力確保法第5条第2項に規定する認定計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の共同施設です。ただし、当該共同施設の利用者は、労働力確保法第5条第1項に規定する認定組合等及び当該認定組合等が作成した計画に記載されている組合員である特定中小事業者等に限りま

- ①研修施設
- ②従業員共同宿舎
- ③食堂
- ④託児施設

(5) 流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①流通業務総合効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた組合等であること。
- ②組合員等である特定中小事業者等の3分の1以上、かつ、4人以上が参加するものであること。
- ③自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の3分の2以上が特定中小事業者等であること。
- ④自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えていること。
- ⑤自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員等の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。

(6) 中心市街地活性化法に規定する次の計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの計画に基づき事業を実施するものであることが必要です。

- ①中心市街地活性化法第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画
- ②中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（特定中小企業団体が実施する事業に限りま

(7) 中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営改革計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けた中小企業者であること。
- ②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組合員であること。

(8) 下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たすことが必要です。

- ・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

(9) 地域商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づくもの

貸付けの対象となる施設については、次の要件を満たすことが必要です。

- ①組合員である特定中小事業者等の事業用施設については、小規模事業者が利用するものであること。
- ②共同施設については、環境施設又は非収益施設であること。

5 共同施設事業における税制措置

共同施設事業を実施した場合には、次の税制上の特例があります。なお、具体的な措置内容については、第4章「高度化事業関連税制の概要」（60ページ）をご参照ください。

・地方税

①事業所税の非課税

MEMO

概要

要件

リニューアル貸付

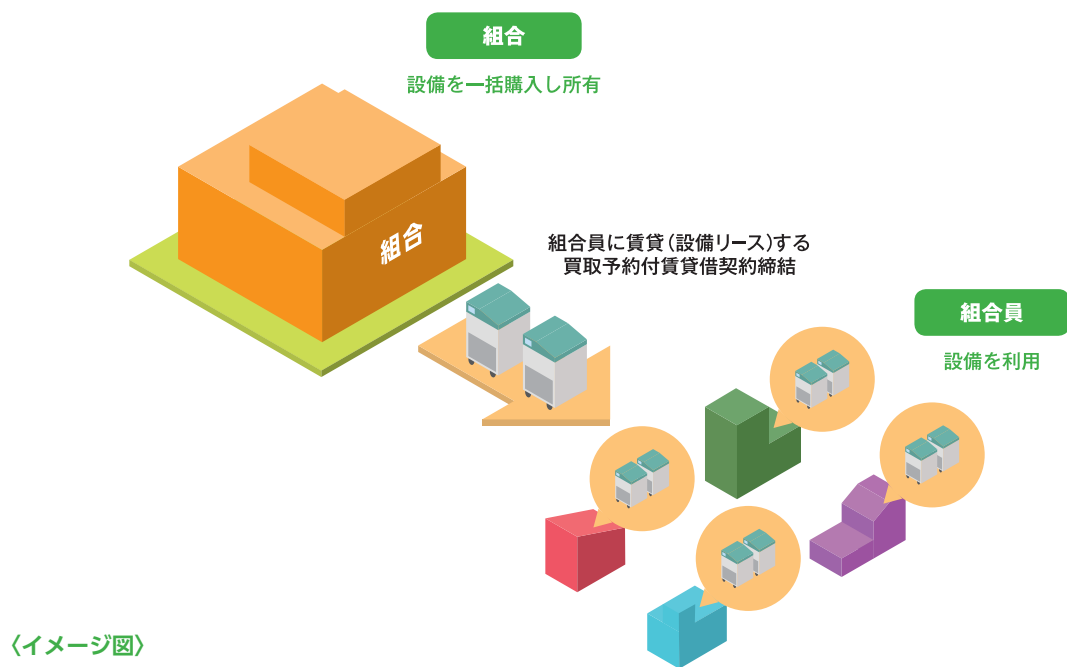
無利子貸付

税制措置

設備リース事業

1 設備リース事業とは

- (1) 事業協同組合などが組合員の生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括して取得し、組合員に買取予約付で賃貸（設備リース）する事業です。
- (2) また、過去に設備リース事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。



2 設備リース事業を実施する場合の主な要件

(1) 事業実施主体

実施主体は、次のとおりです。

- ①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ②商工組合、商工組合連合会
- ③商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

(2) 組員等の数

組員等の数が4人以上必要です。

(3) 中小企業者の割合

組員等の3分の2以上が特定中小事業者等でなければなりません。

(4) 貸付けの対象となる事業

貸付けの対象となる事業は、導入する設備を組合等が取得し、組員等へ買取予約付でリースする事業です。

(5) リース設備の保全措置

リース設備に対しては、損害保険契約を締結するなどの設備の対価保全措置を講じることが必要です。

(6) リース対象の借受者

リース対象の借受者は組員等である特定中小事業者等であることが必要です。なお、みなし大企業は、対象とはなりません。

(7) 買取予約付賃貸借契約の締結

組合又は連合会とリースを受ける組員等（以下「借受者」といいます。）との間で、次の内容による「買取予約付賃貸借契約」を締結する必要があります。

- ①賃貸料の支払いが終わるまでの間は、当該リース設備の所有権は借受者に移転しないこと。
- ②賃貸期間は、原則として、リース設備に係る資金の償還期限として都道府県が定める期間と同一期間であること。
- ③借受者から保証金としてリース設備の取得価額の10パーセント程度の金額を徴するものであること（ただし、土地などの不動産又は有価証券等を担保として徴する場合はこの限りではありません。）。

(8) 貸付対象施設

貸付けの対象となるリース設備は、資産計上されるものである必要があります。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に設備リース事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除きます。）について

設備リースに係る事業のうち、次の場合は貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

(1) 中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ①当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けた中小企業者であること。
- ②当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認経営革新計画に記載された組員であること。

(2) 下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づくもの

貸付けの対象となる組合等については、次の要件を満たすことが必要です。

- ・当該事業に参加する事業者のうち、70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であること。

企業合同事業

1 企業合同事業とは

- (1) 特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた中小企業者が相互に合併する、又は、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業です。
- (2) また、過去に企業合同事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

〈イメージ図〉

①新設合併



A、B、C、Dが合併してEを設立する

②合併（一方の企業を存続会社として合併）



Aを存続会社として合併する

③共同出資



F、G、H、Iが共同出資してJを設立する

④出資



AはBから出資を受ける

2 企業合同事業を実施する場合の主な要件

(1) 事業実施主体

実施主体は、中小企業者である合併会社又は出資会社です。

(2) 貸付けの対象となる事業

貸付けの対象となる事業は、次に掲げる事業です。

①流通業務総合効率化法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの

ア 流通業務総合効率化法に規定する、中小企業者である流通業務総合効率化法第5条第1項に規定する認定総合効率化事業者（以下「認定中小総合効率化事業者」といいます。）が、流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に従って、他の認定中小総合効率化事業者と合併又は他の認定中小総合効率化事業者に対して出資し、若しくは他の認定中小総合効率化事業者とともに出資して会社（中小企業者である会社に限ります。以下企業合同事業において同じ。）を設立し、流通業務総合効率化事業を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定総合効率化計画に記載されている認定総合効率化事業者であること。ただし、大企業が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること。

ウ 出資会社の場合は、自らの流通業務を一体的処理に委ねる事業者として認定総合効率化計画に記載された構成員である中小企業者の5分の4以上が出資していること。

エ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が、認定中小総合効率化事業者の所有であること。

②本州四国連絡橋法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの

ア 本州四国連絡橋法第5条第1項の規定による認定を受けた中小企業者である一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者（以下「認定中小企業者」といいます。）が他の認定中小企業者と合併又は他の認定中小企業者に対して出資し、若しくは他の認定中小企業者とともに出資して会社を設立し、当該認定に係る実施計画に従って事業規模の縮小等を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が認定中小企業者であること。ただし、大企業が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること。

ウ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が認定中小企業者の所有であること。

③中小企業等経営強化法に基づき実施する事業であって、次の要件に該当するもの

ア 中小企業等経営強化法第8条第1項の承認を受けた中小企業者等（以下「承認中小企業者等」といいます。）が、中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する承認経営革新計画に従って、他の承認中小企業者等と合併又は他の承認中小企業者等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者等とともに出資して会社を設立し、経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために行う事業であること。

イ 合併又は出資する企業数の2分の1以上が承認中小企業者等であること。ただし、大企業が参加する場合は、参加者の4分の1以内であること。

ウ 合併会社又は出資会社の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上が承認中小企業者等の所有であること。

（3）貸付けの対象とならない合併・出資会社

次のいずれかに該当する合併会社や出資会社は貸付けの対象ではありません。

①合併の直前において、被合併法人である特定中小事業者と合併法人である特定中小事業者との間（新設合併の場合は、合併によって消滅する特定中小事業者の相互間）において、いずれかの法人である特定中小事業者又はその役員が所有する他の法人である特定中小事業者（新設合併の場合は、他のすべての法人である特定中小事業者）の株式数又は出資金額の合計額が、当該他の法人である特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上である合併

②合併の直前において、被合併法人である特定中小事業者と合併法人である特定中小事業者（新設合併の場合は、合併によって消滅するすべての法人である特定中小事業者）の発行済株式の総数又は出資総額の50パーセント以上をともに同一の株主、社員、出資者又はそれらの役員が所有している合併

③出資の直前において、出資者相互間において、いずれかの法人である特定中小事業者又はその役員が所有する他のすべての法人である特定中小事業者の株式数又は出資金額の合計額が、それぞれ他のすべての法人である特定中小事業者の発行済株式の総数又は出資金額の50パーセント以上である出資

④出資の直前において、出資者であるすべての法人である特定中小事業者のそれぞれの発行済株式の総数又は出資総額の50パーセント以上を同一の株主、社員、出資者又はそれらの役員が所有している出資

なお、中小企業者のうち、みなし大企業は、中小企業者又は合併・出資会社に参加する者、参加しようとする者としては取り扱いません。

（4）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に企業合同事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください）。

4 無利子貸付の要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除く。）について

企業合同事業のうち、次の場合は、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

（1）流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づくもの

（2）中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づくもの

経営革新計画承認グループ事業

1 経営改革計画承認グループ事業とは

(1) 中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けた経営革新計画に従って、新商品・新技術の開発、情報の収集・処理・提供を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置する事業です。

(2) また、過去に経営革新計画承認グループ事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象となります。

2 経営革新計画承認グループ事業を実施する場合の主な要件

(1) 事業実施主体

実施主体は、経営革新計画承認グループです。

経営革新計画承認グループとは、次の要件を満たしたものをいいます。

- ① 中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けた経営革新計画（同法第15条第1項の規定による変更の承認があったときは、変更後のもの）に従って事業を行うものであること。
- ② 中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者が4人以上であること。
- ③ 承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の3分の2以上が中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する中小企業者等であること。
- ④ グループの参加者に大企業（みなし大企業を含みます。）が含まれる場合は、その者は参加者の4分の1以内であること。

(2) 貸付けの相手方

経営革新計画承認グループに対する貸付けに当たっては、次のいずれかの者が貸付けの相手方となります。

① グループ事業の参加者のうちの代表者

この場合は、次の要件を満たす必要があります。

ア 代表者の選定に当たっては、参加者全員の総意に基づき、書面により決議されていること。

イ 代表者が交代するなどの場合には、代表者の地位を引き継ぐ者が債務を承継することが、契約等により確実なものであること。

② グループ事業の参加者全員の連名

③ グループ事業の参加者であるそれぞれの者

この場合、次の要件を満たすことが必要です。

ア 共同で実施する事業内容、参加者の業種又は業態、利用方法等から判断して、当該参加者が貸付けの相手方となることが妥当であると認められるもの。

イ 共同で行う事業に支障をきたすものでないもの。

(3) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

(4) その他の要件

本事業を共同で実施することについて、共同で実施する参加者が、実施内容及び体制、施設の利用方法及び処分、研究開発成果の帰属その他の事項について、書面により確認されていることが必要です。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に経営革新計画承認グループ事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

MEMO

概要

要件

リニューアル貸付

無利子貸付

税制措置

下請振興事業計画承認グループ事業

1 下請振興事業計画承認グループ事業とは

- (1) 下請中小企業振興法第5条第1項の承認を受けた振興計画に従い、新商品・新技術の開発、情報の収集・処理・提供を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置する事業です。
- (2) また、過去に下請振興事業計画承認グループ事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象となります。

2 下請振興事業計画承認グループ事業を実施する場合の主な要件

(1) 事業実施主体

実施主体は、下請振興事業計画承認グループです。
下請振興事業計画承認グループとは、次の要件を満たしたものをいいます。

- ①下請中小企業振興法第5条第1項の承認を受けた振興事業計画（同法第7条第1項の規定による変更の承認があったときは、変更後のもの）に従って事業を行うものであること。
- ②下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に従って共同で事業を行う者が4人以上であること。
- ③承認計画に従って共同で事業を行う者の3分の2以上が下請中小企業振興法第5条第1項に規定する特定下請組合等の構成員である下請事業者であること。
- ④グループの参加者に大企業（みなし大企業を含みます。）が含まれる場合は、その者は参加者の4分の1以内であること。

(2) 貸付けの相手方

下請振興事業計画承認グループに対する貸付けに当たっては、次のいずれかの者が貸付けの相手方となります。

①グループ事業の参加者のうちの代表者

この場合は、次の要件を満たす必要があります。

- ア 代表者の選定に当たっては、参加者全員の総意に基づき、書面により決議されていること。
- イ 代表者が交代するなどの場合には、代表者の地位を引き継ぐ者が債務を承継することが、契約等により確実なものであること。

②グループ事業の参加者全員の連名

③グループ事業の参加者であるそれぞれの者

この場合、次の要件を満たすことが必要です。

- ア 共同で実施する事業内容、参加者の業種又は業態、利用方法等から判断して、当該参加者が貸付けの相手方となることが妥当であると認められるもの。
- イ 共同で行う事業に支障をきたすものでないもの。

(3) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、次の土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。本事業においては、下記のいずれかに該当するものが貸付けの対象となります。

- ①開発研究及び試作品開発に係るもの
- ②デザイン開発又はシステム開発に係るもの
- ③試験及び検査に係るもの
- ④需要開拓に係るもの
- ⑤電子計算機
- ⑥周辺装置
- ⑦端末装置
- ⑧伝送装置
- ⑨前記①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの
- ⑩その他前記①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの

(4) その他の要件

本事業を共同で実施することについて、共同で実施する参加者が、実施内容及び体制、施設の利用方法及び処分、研究開発成果の帰属その他の事項について、書面により確認されていることが必要です。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に下請振興事業計画承認グループ事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

MEMO

概要

要件

リニューアル貸付

無利子貸付

税制措置

総合効率化計画認定グループ事業

1 総合効率化計画認定グループ事業とは

- (1) 流通業務総合効率化法第4条第1項の認定を受けた総合効率化計画に従って、共同物流センターや倉庫等の施設を整備し、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うとともに、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことにより流通業務の総合化・効率化を図る事業です。
- (2) また、過去に総合効率化計画認定グループ事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象となります。

2 総合効率化計画認定グループ事業を実施する場合の主な要件

(1) 事業実施主体

本事業の実施主体は、総合効率化計画認定グループです。
総合効率化計画認定グループとは、次の要件を満たしたものをいいます。

- ①流通業務総合効率化法第4条第1項の認定を受けた総合効率化計画（同法第5条第1項の規定による変更の認定があったときは、変更後のもの）に従って事業を行うものであること。
- ②流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の数が4人以上であること。
- ③認定総合効率化計画に従って共同で事業を行う者の3分の2以上が流通業務総合効率化法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であること。
- ④グループの参加者に大企業（みなし大企業を含みます。）が含まれる場合は、その者は参加者の4分の1以内であること。

(2) 貸付けの相手方

総合効率化計画認定グループに対する貸付けに当たっては、次のいずれかの者が貸付けの相手方となります。

- ①グループ事業の参加者のうちの代表者
この場合、代表者の選定に当たっては、参加者全員の総意に基づき、書面により決議されていることが必要です。
- ②グループ事業の参加者全員の連名
- ③グループ事業の参加者であるそれぞれの者
この場合、次の要件を満たすことが必要です。
 - ア 共同で実施する事業内容、参加者の業種又は業態、利用方法等から判断して、当該参加者が貸付けの相手方となることが妥当であると認められるもの
 - イ 共同で行う事業に支障をきたすものでないもの

(3) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

(4) その他の要件

本事業を共同で実施するに当たり、流通業務の総合化・効率化が図られるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制のあり方その他の事項について、共同で実施する参加者間の合意が必要とされていることが必要です。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に総合効率化計画認定グループ事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

4 無利子貸付けの要件（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付を除く。）について

総合効率化計画認定グループ事業のうち、次のすべての要件を満たす場合は、貸付条件が優遇され金利が無利子となります。

- (1) 自らの流通業務を一体的処理に委ねる任意グループの構成員である特定中小事業者等による利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の2分の1を超えるものであること。
- (2) 自らの流通業務を一体的処理に委ねる任意グループの構成員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること。

MEMO

概要

要件

リニューアル貸付

無利子貸付

税制措置

地域産業創造基盤整備事業

1 地域産業創造基盤整備事業とは

- (1) 地方公共団体と地元産業界などが協力して、地域の中小企業や創造的な中小企業の新商品・新技術開発、研究開発などの能力向上を支援するため、地域産業おこしの基盤施設を整備する事業です。
- (2) また、過去に地域産業創造基盤整備事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

2 地域産業創造基盤整備事業を実施する場合の主な要件

(1) 事業実施主体及び貸付けの対象となる事業

実施主体は、第三セクター（特定会社、一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」といいます。）、商工会、商工会連合会、商工会議所、日本商工会議所（以下「商工会等」といいます。）又は市町村（東京都の特別区を含みます。）であって、次のとおりです。

- ①都道府県や市町村が作成する地域産業の創造に関する計画に基づいて、特定中小企業団体の組合員又は特定中小事業者等の新商品や新技術開発、需要の開拓、情報の収集・処理・提供などを行うことを支援する、又は事業開始後3年以内や新分野の進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等が円滑に事業を行うことを支援するための起業化支援センター（インキュベーター）、技術開発センター、研修センターなどの基盤施設を整備する事業を行う第三セクター、市町村
- ②都道府県が作成する一の市町村の区域を越える地域内における地場産業の振興に関する計画に基づいて、特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等が地場産業の商品開発、試験検査、展示などの事業を行うことを支援するための施設を整備する事業を行う第三セクターである一般社団法人等
- ③伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第14条第3項に規定する認定支援計画に基づいて、地域の伝統的工芸品産業に係る特定中小企業団体の組合員又は特定中小事業者等の後継者育成、需要の開拓、展示などの事業を行うことを支援するための施設を整備する事業を行う第三セクターである一般社団法人等

(2) 事業実施主体に係る要件

実施主体である第三セクターについては、次の出資要件などを満たす必要があります。

- ①「都道府県や市町村が作成する地域産業の創造に関する計画」、「地場産業の振興に関する計画」、「伝産法第14条第3項に規定する認定支援計画」に基づく場合

	出資等要件	役員要件
特定会社	ア 地方公共団体が出資していること。 イ 出資者の3分の2以上が中小企業者であること。 ウ 大企業の出資額の合計額が、出資総額の2分の1未満であること。 エ 大企業が最大株主又は最大出資者でないこと。 オ 一の大企業の株式所有数又は出資額が、発行済株式総数又は出資総額の3分の1未満であること。	・取締役の過半数が、地方公共団体及び中小企業者の代表者であること。
一般社団法人	ア 地方公共団体及び中小企業者が社員であること。 イ 中小企業者、特定会社、商工会等、市町村、大企業や特定の個人に特別の利益を与える行為を行うおそれのない者が社員総会における議決権を2分の1以上を有してしていること。	・理事の過半数が、地方公共団体及び中小企業者の代表者であること。
一般財団法人	ア 地方公共団体及び中小企業者が基本財産の全部又は一部を拠出していること。 イ 中小企業者、特定会社、商工会等、市町村、大企業や特定の個人に特別の利益を与える行為を行うおそれのない者が設立に際して拠出した合計額が、拠出総額の2分の1以上であること。	

(3) 貸付対象となる施設の範囲

対象施設の範囲は、起業化支援センター、技術開発センター、研修センターなどの地域産業おこしの基盤施設です。
なお、次の場合は、当該施設を利用する者が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うことが必要で、それ以外の場合は、当該施設を利用する者が主として一の建物に集合して事業を行う必要があります。

事業開始後3年以内又は新分野進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等が上記(1)①の第三セクター又は市町村が整備する施設に一定期間入居して事業を行う場合

(4) 中小企業者の利用割合

中小企業者の施設の利用割合については、次の要件を満たす必要があります。

施設を利用する者の大部分(3分の2以上)が、特定中小企業団体の組合員等又は特定中小事業者等であること。

(5) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に地域産業創造基盤整備事業を実施した者が施設の再整備(リニューアル)を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります。この場合における取扱いは、次のとおりです(詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」(48ページ)をご参照ください。)

(1) 事業実施計画が都道府県、市町村の作成する計画に基づく場合又は事業要件となる法律の認定を受けた場合は、「地域産業創造基盤整備事業」として貸付けを行うことになり、金利は無利子になります。

(2) 事業実施計画が都道府県、市町村の作成する計画に基づくものでない場合又は事業要件となる法律の認定を受けていない場合は、「地域産業創造基盤整備活性化事業」という事業名称での貸付けとなり、金利は有利子になります。ただし、その他の要件については、地域産業創造基盤整備事業と同様です。

商店街整備等支援事業

1 商店街整備等支援事業とは

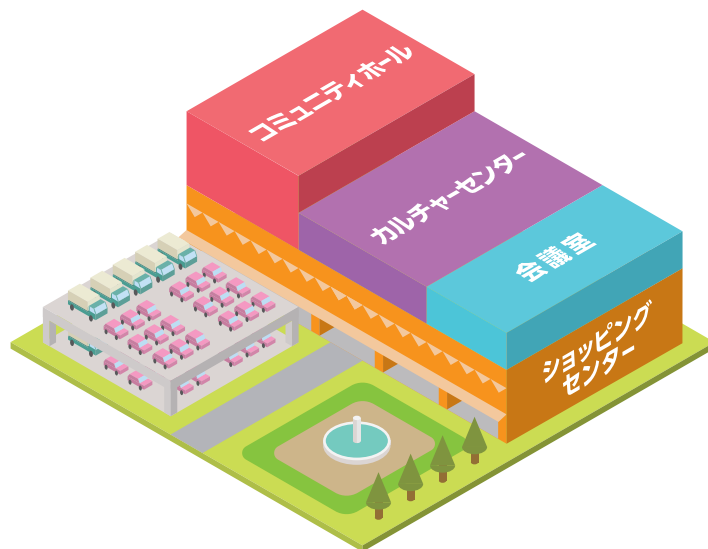
(1) 商店街は、これまで地域経済において極めて重要な役割を担ってきましたが、最近ではその多くが交通体系の変化、消費者ニーズの多様化、大型店との競合などにより厳しい状況に置かれています。このような状況に対処し、商店街が消費者を引きつける魅力のあるものとなるためには、商店街が単なる「買物の場」から「暮らしの広場」へと脱皮し、活性化することが必要です。そのためには中核的施設として多目的ホール、イベント広場、ポケットパーク、駐車場などの商業活性化施設、魅力あるショッピングセンター型の店舗などを整備することが極めて重要です。

また、消費者ニーズの多様化に対応するために、中小企業者が手を携えて魅力ある新商業集積を整備することも重要です。

そこで、地域の第三セクター（まちづくり財団又はまちづくり会社）や商工会などが実施主体となって、多目的ホール、イベント広場、ポケットパーク、駐車場などのコミュニティ施設を整備し、又はこれらの施設と併せて商業店舗を整備し、運営する事業が商店街整備等支援事業です。

(2) また、過去に商店街整備等支援事業を実施した者が、施設の老朽化などの解消、経営環境の変化への対応などのために施設再整備（リニューアル）を行う場合においても対象になります。

【コミュニティ施設と併せて、ショッピングセンターを設置・運営】



〈イメージ図〉

2 商店街整備等支援事業を実施する場合の主な要件

(1) 対象となる事業

対象となる事業は、次のとおりです。

第三セクター（特定会社、一般社団法人等）又は商工会等が、小売商業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために、駐車場、休憩場、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設（以下「商業活性化施設」といいます。）又は当該施設と併せて店舗を整備する事業です。

(2) 認定計画及び事業実施主体

実施主体は、第三セクター又は商工会等であって、必要となる認定計画は次のとおりです。

認定計画	実施主体
① 中小小売商業振興法第4条第6項の認定を受けた商店街整備等支援計画	・ 特定会社 ・ 一般社団法人等
② 中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画	・ 商工会 ・ 商工会議所 ・ 特定会社 ・ 一般社団法人等
③ 地域商店街活性化法第6条第1項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画	・ 一般社団法人等

(3) 事業実施主体に係る要件

実施主体については、次の出資要件などを満たす必要があります。

	出資等要件	役員要件
特定会社	ア 出資者の3分の2以上が中小企業者であること。 イ 大企業の出資額の合計額が、出資総額の2分の1未満であること。 ウ 大企業が最大株主又は最大出資者でないこと。 エ 一の大企業の株式所有数又は出資額が、発行済株式総数又は出資総額の3分の1未満であること。	・ 取締役（地方公共団体の代表者を除く。）の過半数が、中小企業者の代表者であること。
一般社団法人	ア 地方公共団体及び事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会）が社員であること。 イ 地方公共団体、事業協同組合等、特定中小小売商業者等（小売商業を行う特定中小事業者等）及び特定中小サービス業者等（サービス業を行う特定中小事業者等）が社員総会における議決権を2分の1以上有していること。	・ 理事の過半数が、地方公共団体及び中小企業者の代表者であること。
一般財団法人	ア 地方公共団体及び事業協同組合等が基本財産の全部又は一部を拠出していること。 イ 地方公共団体、事業協同組合等、特定中小小売商業者等及び特定中小サービス業者等が設立に際して拠出した合計額が、拠出総額の2分の1以上であること。	

(4) 対象施設の範囲

対象施設の範囲は、(1)の事業を行うための施設であって、次の要件を満たしたものです。

- ① 商業活性化施設（商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適切な規模と認められるもの）
- ② 共同店舗（主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗をいい、商業活性化施設と併せて整備する場合が対象）
- ③ 空き店舗

(5) 共同店舗の基準

①共同店舗を整備する場合は、次の基準を満たす必要があります。

ア 一の商店街の区域内に共同店舗を整備する場合であって、次のいずれかに該当する場合には、共同店舗において事業を行う特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上であること。

- a 当該商店街の区域内において事業を行う特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上である場合
- b 地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画に記載されている商店街の活性化に資すると認められる場合

イ 上記ア以外の場合は、共同店舗において事業を行う特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等の数が20人以上であること。ただし、地方公共団体等が作成する中小小売商業の振興に関する計画があつて、当該計画に基づいて新たな商業集積が形成される場合の当該地域内に共同店舗を整備する場合にあつては、共同店舗において事業を行う特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等の数が5人以上であること。

ウ 共同店舗の利用者の3分の2以上が特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等であり、かつ、特定中小小売業者等の数が特定中小サービス業者等の数以上であること。

エ 店舗面積のうち、特定中小小売業者等又は特定中小サービス業者等の利用する部分の床面積が3分の2以上（認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて実施する場合は、4分の1以上）であり、かつ、特定中小小売業者等の利用する部分が特定中小サービス業者等（認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて実施する場合は、娯楽・教養・文化・宿泊施設を営む特定中小サービス業者等は除く。）の利用する部分以上であること。

ただし、中小企業者以外の小売商業又はサービス業を行う会社（大企業者（みなし大企業を含む。））に共同店舗を利用させる場合には、店舗面積の3分の1以内となります。当該大企業者は、第三セクターに出資又は拠出している者、一般社団法人等の社員である者又は商工会等の会員である者に限ります。

オ 店舗面積のうち、小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が2分の1以上であることが必要となります。ただし、認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて実施する場合であつて、娯楽・教養・文化・宿泊施設を営むサービス業者を誘致する場合はこの限りではありません。

(6) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、土地、建物、構築物、設備であつて、資産計上されるものです。

3 リニューアルに対する貸付けについて

過去に商店街整備等支援事業を実施した者が施設の再整備（リニューアル）を実施する場合においても、「施設再整備貸付」として貸付けの対象となります。この場合における取扱いは、次のとおりです（詳細については、第2章第4節「リニューアル事業に対する貸付け」（48ページ）をご参照ください。）。

（1）事業実施計画が事業要件となる法律の認定を受けた場合は、「商店街整備等支援事業」として貸付けを行うことになり、金利は無利子になります。

（2）事業実施計画が事業要件となる法律の認定を受けていない場合は、「商店街整備等活性化支援事業」という事業名称での貸付けとなり、金利は有利子になります。ただし、その他の要件については、商店街整備支援事業と同様です。

MEMO

概要

要件

リニューアル貸付

無利子貸付

税制措置

リニューアル事業に対する貸付け

1 リニューアル事業に対する貸付けとは

過去に高度化資金の貸付けを受けた組合などが、施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応などのために施設の新設、増改築など再整備（リニューアル）を行う場合に貸付けを行うものです。

2 リニューアル事業を実施する場合の主な要件等

（1）貸付けの対象となる事業

すべての高度化事業の貸付対象事業です。

（2）貸付けの種類

リニューアル事業に対する貸付けについては、「施設再整備貸付」という名称になります。ただし、地域産業創造基盤整備事業及び商店街整備等支援事業については、事業の性質により異なる名称となります（詳細については、(10)「事業による固有の事項」(49ページ)をご参照ください。).

（3）貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けた者であれば、高度化資金の債務の有無に係らず貸付けの対象となります。

ただし、高度化資金の債務に係る償還猶予又は延滞となっている場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、貸付けの対象となりません。

- ①当該償還猶予を受けた者が償還猶予後の貸付条件変更に伴う金銭消費貸借契約証書の約定に基づき償還を開始した時点以降又は延滞をしている者が延滞を解消した時点以降残債の償還が継続的に行われており、今後の償還が確実に行われると認められる場合
- ②当該償還猶予の原因が、激甚災害法に規定する激甚災害、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含みます。）又は相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態による償還猶予中である場合

（4）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、リニューアルを行うに当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

（5）制度要件

制度要件は、次のとおりです。

- ①基本的に、高度化制度上はリニューアルに係る特別な要件はありません。実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件（各事業のページをご参照ください。）を満たしていれば貸付けの対象となります。
- ②集団化事業及び集積区域整備事業の場合、貸付けを行う時点で上記の要件を満たしていれば、参加者が1者の施設再整備でも貸付けを行うことができます。
- ③中小企業等協同組合法など他の法令に違反していないことが必要です。

（6）繰上償還の取扱い

高度化資金の債務を有する施設を取り壊す場合に、再整備後の施設の機能が向上し、かつ、既往債務の償還に支障がないと判断される場合は、繰上償還は不要です。

（7）貸付条件

貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の80%以内 (集団化事業及び集積区域整備事業に係る小規模事業者が専有して利用する施設、又は異業種連携新事業分野開拓計画認定グループ事業は90%以内)
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	年利0.60%（2023年（令和5年）度中に貸付決定を受けたものに適用される利率です。毎年度見直しを行います。） 又は 無利子（各事業の無利子貸付の要件に該当するものに適用されます。）（※）

- ※ 例：過去に中小小売商業振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき、無利子貸付で共同施設事業を実施した事業協同組合が、当該共同施設をリニューアルする場合
- 中小小売商業振興法第4条第1項の商店街整備計画として認定が受けられる場合は、金利は当初貸付けと同様に無利子となりますが、認定が受けられない場合は、有利子となります。

(8) 診断の実施

リニューアル事業に対する貸付けであっても、新規事業と同様に診断を実施します。

(9) インターバル期間

本体の高度化事業を行ってからリニューアル事業を行うまでの期間及びリニューアル事業を行ってから次のリニューアル事業を行うまでの期間（インターバル期間）については、特に制約はありません。

ただし、高度化事業は個別企業が単独で行う事業ではありませんので、できるだけ計画的に、1～3年といった事業実施期間を定めて行うのが良いでしょう。

(10) 事業による固有の事項

① 集団化事業

ア 組合員の新規加入、既存組合員の施設の追加移転、共同施設の追加及び空き区画の再整備等を行う場合は、**集団化事業の施設再整備貸付**となります。

イ 施設の追加又は移転を伴わない既存施設の再整備については、**新規の集積区域整備事業**となります。

② 地域産業創造基盤整備事業及び商店街整備等支援事業

当該事業については、都道府県、市町村又は商工会等が作成する計画などのある特定の計画（以下「上位計画」といいます。）に基づいて実施することが制度要件となっています。そのため、次のような取扱いとなります。

ア 上位計画が認められる場合は、本体事業（**地域産業創造基盤整備事業及び商店街整備等支援事業**）としての扱いとなり、貸付金利は本体事業と同様に**無利子**となります。

イ 上位計画が認められない場合は、高度化制度上は、それぞれ「**地域産業創造基盤整備活性化事業**」及び「**商店街整備等活性化支援事業**」という扱いになり、貸付金利は**有利子**となります。ただし、上位計画に基づいて実施するという要件以外については、本体事業と同様です。

3 税制措置

税制措置についても、各事業に設けられた措置と同様です。

災害復旧貸付

1 災害復旧貸付とは

災害復旧貸付とは、次のいずれかの場合に対する貸付けをいいます。

- (1) 既往の高度化事業の貸付けを受けた事業用施設が災害による被害を受けたため、施設の復旧を図りたいとき
- (2) 災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業の貸付対象事業を実施するとき

2 「災害」とは

「災害」とは、次のいずれかの事態をいいます。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含みます。）
- (2) 相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態

○関係規定【災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号】

第1条 災害救助法第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

3 災害復旧貸付を受ける主な要件等

(1) 貸付けの対象となる事業

上記の災害復旧を伴うすべての高度化事業の貸付対象事業です。

(2) 貸付けの種類

「災害復旧貸付」という名称になります。

(3) 貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者

(4) 貸付対象施設

貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

(5) 制度要件

原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件（各事業のページをご参照ください。）を満たす必要がありますが、併せて次の要件を満たすことが必要です。

- ①既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が災いて、当該施設の復旧（復旧に当たって、事業規模等の適正化を図る場合を含みます。）を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。
- ②り災した施設の復旧にあたって、新たに準則第1条に規定する事業を行う場合にあつては、事業に参加する者の相当数がり災地域内に事業を有していると認められること。
- ③既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。

(6) 貸付けを受ける場合に必要となるもの

災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、り災証明書又は都道府県知事によるり災の認定により、施設のり災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要があります。

ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りではありません。

貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の90%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	無利子

MEMO

要件

リニール貸付

無利子貸付

税制措置

アスベスト対策事業に対する貸付け

1 アスベスト対策事業に対する貸付け(緊急健康被害等防止貸付)とは

アスベスト対策事業に対する貸付け(緊急健康被害等防止貸付)とは、次のいずれかの場合に対する貸付けをいいます。

- (1) 飛散性の高いアスベスト(吹付けアスベスト、アスベストを含有する吹付け建築資材(ロックウール、ひる石、パーライト、ケイ酸ソーダ等)、折板裏打ちアスベスト断熱材、配管保温材等)の除去、封じ込め、囲い込み等の措置又は飛散性が高いアスベストが使用された事業用施設の建て替えを行う場合
- (2) そのままでは飛散性は低い、老朽化・破損等により飛散する恐れがあるアスベスト含有成形板(屋根・外壁スレート、Pタイル等)の撤去・張替え等の措置又はアスベスト含有成形板が使用された事業用施設の建て替えを行う場合

2 アスベスト対策事業を実施する場合の主な要件等

(1) 貸付けの対象となる事業

上記のアスベスト対策を伴うすべての高度化事業の貸付対象事業です。

(2) 貸付けの種類

アスベスト対策事業に対する貸付けについては、「緊急健康被害等防止貸付」という名称になります。

(3) 貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した事業用施設のアスベスト対策を実施する者又は新たに高度化資金貸付対象事業(アスベスト対策を伴うもの)を実施する者

(4) 貸付対象施設

貸付けの対象となる施設については、アスベスト対策事業に必要な費用であって、土地、建物、構築物、設備として資産計上されるものです。

(5) 制度要件

基本的に、高度化制度上は緊急健康被害等防止貸付に係る特別な要件はありません。実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件(各事業のページをご参照ください。)を満たしていれば貸付けの対象となります。

(6) 繰上償還の取扱い

高度化資金の債務を有する施設の改造・取壊しを行う場合であっても、アスベスト対策事業実施後の施設の価値・機能が向上し、かつ、既往債務の償還に支障がないと判断される場合は、繰上償還は不要です。

(7) 貸付条件

貸付対象者	それぞれの高度化事業で定める者
貸付割合	貸付対象施設の整備資金の90%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	無利子

(8) 診断の実施

アスベスト対策事業に対する貸付けであっても、新規事業と同様に診断を実施します。

3 税制措置

税制措置についても、各事業に設けられた措置と同様です。

MEMO

概要

要件

リニューアル貸付

無利子貸付

税制措置

貸付けの手続き

高度化事業の貸付けの手続き（A方式）は、概ね次のとおりです。手続きの詳細については、各都道府県高度化事業担当課等に照会してください。



※ 事業認定について

中小企業者が診断報告に対応したものについては、都道府県が着工を許可しようとする日の25営業日前までに都道府県から機構に対して借入申請書を提出することになっていますが、事業の着工が貸付けを行う前年度である場合や都道府県の予算が成立しておらず、25営業日前までに提出できないときは、都道府県が着工を許可しようとする日の20営業日前までに都道府県から機構に対して高度化事業計画認定申請書を提出することになっています。

また、一つの高度化事業計画において、事業実施期間全体にわたる貸付対象事業費が、5億円以下のものであって次に掲げる事業、又は災害復旧貸付に係る事業については、着工届の提出とすることができます。

- ・ 共同施設事業（有利子貸付）
- ・ 設備リース事業（有利子貸付）
- ・ 無利子貸付のうち、中小小売商業振興法、中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて実施する共同施設事業

MEMO

担保・保証人

A方式により融資を受ける場合は、各都道府県の債権管理規程等に基づき、都道府県の債権を保全することになります。概ね次のような取扱いがなされていますが、詳しくは都道府県の担当課（巻末（66ページ））にお問い合わせください。

1 物的担保

金融機関保証等で債権全額の保全を図る場合を除き、貸付対象施設については、担保設定を行います。土地、建物等の不動産については、第1順位の抵当権が、機械設備等の動産については譲渡担保が設定されます。また、貸付対象施設を物的担保とするのみでは、債権保全に不足する場合、債務者が提供したその他の資産を物的担保に徴することがあります。

2 金融機関保証

物的担保の徴求に代えて、金融機関保証等で債権保全を行うことも可能です。その場合は、原則として金融機関保証等のみにより債権保全を行います。また、物的担保が債権保全に不足する場合に、不足分の保全を目的として、金融機関保証等を徴することもあります。

3 保証人

物的担保の徴求のみでは債権保全に不足し、債務者が金融機関保証等を希望しない場合には、債務者が連帯保証による債権保全を求めた場合に限り、連帯保証人を徴することがあります。

償還方法と利息の支払い

1 元金の償還

原則として、年賦又は半年賦の均等償還です。具体的には都道府県との金銭消費貸借契約証書で定められることとなります。

2 利息の支払い

原則として、元金償還の約定日に後払いすることになっています。また、据置期間中は据置期間後の償還方法に準じて支払うことになっていますが、具体的には金銭消費貸借契約証書の定めによることとなります。

借受者の遵守事項

高度化資金の貸付けは、国からの資金を原資としていることから、その適切な運用等を確保するために、一般の金融機関からの借入れとは異なり、借入後においても種々の制約があります。

特に、次の事項につきましては、都道府県で「借受者の遵守事項」（次のページに「ひな型」を掲載しています。）を定めておりますので御留意ください。

なお、これらに違反した場合は、貸付契約の解除（期限の利益の喪失）、ほとんどの都道府県においては、違約金（10.75％）の請求などの厳しい取扱いが定められていますので注意が必要です。

また、借受者の方々は高度化資金の性格上、会計検査院による実地検査を受けることになっております。既にその検査を受けた先であっても、残債のある限り数回にわたり受検することがあります。

したがって、借受者の方々はこうした検査で不適切な事態であるとの指摘を受けることのないように都道府県の担当者と密接な連絡を取りながら適正な事業の実施・運営に努める必要があります。

借受者の遵守事項（ひな型）

（1）貸付対象施設の整備、取得等

実施計画書に記載したとおりの施設の整備、取得を行うこと。
特に都道府県に無断で値引き等を受けないこと。

（2）貸付対象事業費の支払い

貸付けの対象となった事業費については、令和 年 月 日までに
工事請負業者又は購入先等に対して支払いを完了すること。こ
の場合、手形で支払う時は、この日までに決済されることが必
要です。（ただし、高度化資金借入相当額については、令和 年
月 日までに支払いを完了すること。）

（3）対象施設等の整備完了報告書の提出

①貸付対象物件の取得及び代金の支払いが完了した時は、速や
かに「貸付対象物件整備完了報告書」に関係書類を添付し提出
すること。

②登記が可能な貸付対象物件については、整備完了後速やかに
登記を行い、登記簿謄本を提出すること。

（4）完了検査及び運営診断等

①代金支払完了後において、施設の整備、取得、代金の支払状況、
利用状況、その他診断等において出された診断報告の対応状況
等について完了検査を実施するので、受入準備をすること。

②貸付後、事業内容等について運営診断、事後助言、その他調
査等を実施するので、受入準備をすること。

③これら調査、助言等に必要な資料の提出を求められた場合に
は、速やかに提出すること。

（5）経理処理及び書類の整備

①貸付金については、長期借入金（〇〇県高度化資金）として
処理すること。

②施設の取得については、固定資産に計上し、固定資産台帳及
び総勘定元帳に記帳整理すること。

③支払状況は、関係帳簿に記帳整理し、明確にすること。なお、
見積書、売買等契約書、納品書、請求書、領収書、手形及び小
切手の発行控、当座勘定照合表、預金通帳等関係書類を整理保
管しておくこと。

④上記③の支払関係の書類のほか、次の関係書類を整理し、「高
度化資金関係綴」として一括保管すること。

ア 資金借入関係

実施計画書、診断報告書、診断勧告通知書、事業認定通知書、
貸付決定通知書、貸付申請書等の控え等。

イ 契約書関係

金銭消費貸借契約証書、抵当権設定契約証書。

ウ 許認可関係

建築確認書、開発行為の許可書、検査済証、農地転用許可書、
営業に関する許可書、その他関係法律の基づく事業計画の大
臣承認書等。

⑤上記の書類は、貸付金の償還が終了するまで保管すること。

（6）利用状況報告書等の提出

貸付金の償還が終了するまでの間、毎年1回次の書類を直近の
事業報告書、決算書及び確定申告書（写）を添えて提出すること。

①施設の利用状況報告書

②経営状況報告書

（7）事前に協議を要する事項

次の各号の一に該当するときは、あらかじめ都道府県に対し協
議を行い、その指示に従うこと。

（契約・支払・整備関係）

①対象物件の取得時期、取得に必要な代金の支払時期を延期し
ようとするとき。

②対象物件の整備場所、型式又は構造の変更を行うとき。

③対象物件の全部又は一部の取得を取り止めようとするとき。

④対象物件の取得に必要な代金について、全部もしくは一部の
支払いが不必要になったとき、又は支払いの相手方から代金の
全部もしくは一部について返還を受けたとき（値引き、契約変
更等）。

（貸付後の変更等）

①対象物件の改造、譲渡、貸与、交換、使用の中止、貸付の目
的外への使用又は第三者への担保設定等の処分を行うとき。

②対象物件が滅失、破損、陳腐化等により、使用不能となっ
たとき。

③大企業及びその役員から資本金の50パーセント以上に当たる
出資を受けるとき。

④事業を中止又は廃止しようとするとき。

⑤貸付金の償還の資力を喪失したとき。

⑥代表者又は法人の組織、名称もしくは所在地を変更したとき。

⑦組合員の入替え又はこれに伴い貸付金債務の承継を行うと
き。

⑧連帯保証人に事故等があったとき。

⑨その他対象物件、担保物件もしくは事業に重大な事故又は変
更があったとき（合併、営業譲渡、業種変更等）。

貸付後における取扱い

1 事業の実施状況の把握について

都道府県又は機構は、貸付後における事業の実施状況について、経営状況調査の実施及び運営診断・事後助言の活用などにより、その実態を把握するものとします。

2 貸付後における事業計画の変更などの取扱いについて

貸付後において、経済事情の著しい変動その他特別の事情等により、当初の計画に基づいて事業を行うことが困難となった場合で、次の要件に該当する場合には、事業計画の変更申請を行い、その承認を受けることができます。

(1) 貸付対象施設に係る変更を行う場合の要件

貸付対象施設に係る変更を行う場合は、次の①及び②に該当することが必要です。

①基本的要件

次のアからウのすべてに該当することが必要です。

- ア 経済事情の著しい変動その他の特別な事情により、当初の計画に基づいて事業を実施することが困難であること。
- イ 今後の事業運営に必要と認められるものであること。
- ウ 貸付金の債権保全に支障がないこと。

②変更内容別要件

次のアからオのいずれかに該当することが必要です。

- ア 集団化事業又は集積区域整備事業における組合員等施設（組合員等が占有している施設を含みます。）を他の者に譲渡し、又は貸与する場合は、次のaからcの要件に該当し、さらに、譲渡する場合はdの要件に、貸与する場合はeの要件に該当すること。
 - a 組合員の倒産、廃業、脱退、事業の転換、事業の縮小などにより貸付対象施設を当初の目的に従って利用することが困難な事態にあること。
 - b 当該事業の一体的運営に支障が生ずるものでないこと。
 - c 組合の共同事業が適切に行われていること。
 - d 譲渡の相手方は、原則として当該組合の定款で定める「組合員資格事業」を行う中小企業者であり、新規に集団化事業の団地又は集積区域整備事業の区域に進出する者は、当該組合に加入するものであること。
 - e 貸与の期間は、原則として、3年以内とします。ただし、貸与の相手方が当該事業実施組合の組合員資格事業を行う中小企業者である場合は、診断等で妥当と認められた期間とします。
- イ 共同利用施設について変更前の事業計画に基づき参加している者以外の者の利用（以下「員外利用」といいます。）を

させる場合は、次の要件に該当すること。

- a 事業の実施主体が、中小企業等協同組合法第9条の2の3の規定に基づく認可を受けた事業協同組合等（協同組合連合会の場合は同法第9条の9第4項）又は中小企業団体の組織に関する法律第17条の2の規定に基づく認可を受けた商工組合等（商工組合連合会の場合は同法第33条）である場合は、員外利用の分量が当該法律の定める員外利用の認可を受けた範囲内であること。
- b 事業の実施主体が、合併会社又は出資会社である場合は、当該合併会社又は出資会社の利用分量の総額の100分の200を超えない範囲内であること。また、利用させる期間は、当該合併会社又は出資会社の事業の適正化を図るために必要かつ適切な期間であること。
- ウ 貸付対象施設を更新し、又は改造する場合
更新又は改造後の施設は、貸付対象施設と同等以上の価値又は機能を有すると認められるものであること。
- エ 貸付対象施設の売却、廃棄等の処分又は休止を行う場合
事業の転換、技術の革新、事業の拡大等に対応するため、新たな施設を整備等するときであって、当該処分又は休止がやむを得ないと認められること。
- オ 上記アからエまでの場合に該当しない場合
次のいずれかの要件に該当するものであること。
 - a 繰上償還事由に該当する場合であって、繰上償還算定金額が10万円未満であること。
 - b 高度化資金の貸付け目的がほぼ達成されている場合であって、高度化事業の効果的運営、維持又は発展のために必要と認められること。

(2) 貸付けの対象者が組織変更等を行う場合の要件

貸付けの対象者が、組織変更、合併、分割又は解散などにより新たな法人（以下「新法人」といいます。）に変わる場合には、次の各要件に該当することが必要です。

- ①貸付けの対象施設の所有権は、新法人が継承するものであること。
- ②当初の目的に従って適正に高度化事業を実施するものであること。
- ③新法人が組合、合併会社又は出資会社である場合にあっては、参加企業の相当数が新法人の出資者又は構成員であること。

(3) 上記(1)又は(2)に該当しない事業計画の変更を行う場合の要件

上記(1)又は(2)に該当しない変更を行う場合にあって、経済事情の著しい変動その他特別の事情により、事業計画の変更は必要であると認められることが必要です。

3 貸付けの対象者が貸付け後に大企業になった場合の取扱いについて要件

(1) 貸付けの対象者が貸付け後に大企業となった場合には、大企業と合併した場合を除き、繰上償還の対象にはなりません。

(2) 貸付けの対象者が、1社の大企業若しくはその役員から50パーセント以上の出資を受けるに至った場合又は大企業若しくはその役員から100パーセントの出資を受けるに至った場合には、繰上償還の対象となります。

ただし、次のいずれかの要件に該当する場合であって、都道府県に協議して妥当と認められる場合には、繰上償還の対象とはなりません。

- ①従来の出資者が大企業になったことによる場合
- ②当該貸付けの対象者の倒産、廃業の回避、従業員の雇用の確保等やむを得ない理由による場合
- ③貸付後据置期間を経過したもので、当該事業の円滑な継続を図るため、当該貸付けの対象者に係る貸付けを継続することが必要であると認められる場合

4 経営改善計画の策定について

貸付後において、経済事情の著しい変動などで経営不振に陥り、約定どおりの返済が困難となった場合には、原則として、経営改善計画の策定が必要となります。

経営改善計画は様式が定められており、診断等でその妥当性が認められなければなりません。

なお、経営改善計画の策定の着手から診断等を受けるまでの期間は、長期を要する場合が多いので、早めに都道府県にご相談ください。

また、経営改善計画の策定に当たっては、企業連携支援アドバイザー等による支援を受けることができます（詳細については、第5章「アドバイザー派遣制度」（62ページをご参照ください。）。

高度化事業関連税制の概要

高度化事業には、制度の創設以来様々な税制上の特例措置が認められています。上手に活用すれば、中小企業者の資金負担が軽減され、事業の円滑な実施が可能になります。

高度化事業固有の税制以外にも産業税制の特別措置もあります。それらの特別措置も併せてご活用ください。

国税

1 高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が所有している土地を高度化事業のために譲渡した場合には、所得税又は法人税の特例として、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入が認められます。

(所得税) 租税特別措置法第34条の2、同法施行令第22条の8、同法施行規則第17条の2

(法人税) 租税特別措置法第65条の4、同法施行令第39条の5、同法施行規則第22条の5

(運用上の留意点)

- ◆確定申告書に「租税特別措置法第34条の2又は同法第65条の4適用」と記載します。
- ◆都道府県知事が発行する「当該事業が指定事業である旨の証明書」の添付が必要です。
- ◆組合の発行する「高度化事業のために譲渡を受けた旨の証明書」の添付が必要です。

地方税

1 事業所税の非課税

事業所税は、東京都（特別区の区域）、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等が、一定規模以上の事業別に課するものです。(事業に係る事業所税)

事業に係る事業所税は、事業所などの床面積を課税標準とする「資産割」と従業者の給与総額を課税標準とする「従業者割」との合算額によって課税されます。

なお、課税区分、税率、免税点などは下表のとおりです。ただし、高度化資金の貸付けを受けた中小企業者の工場・店舗・倉庫等の施設に係る事業所税は、非課税となります。

課税区分	課税対象	納税義務者	課税標準	税率	免税点
事業に係る 事業所税	資産割	事業所	事業所床面積	1㎡につき600円	合計事業所床面積1,000㎡以下
	従業者割		従業者給与総額	100分の0.25	合計従業者数100人以下

地方税法第701条の34、同法施行令第56条の34、同法施行規則第24条の5の2

MEMO

アドバイザー派遣制度、高度化推進説明会の概要

アドバイザー派遣制度（企業連携支援アドバイザー派遣事業）

中小企業者が行う高度化事業の円滑な推進を図るため、高度化事業計画の立て方から実施後の運営まで、各段階で生じる様々な問題の解決に向けた取組みを支援するため専門家を派遣し、アドバイスをを行います。

1 具体的内容と申込み手続き等

内容	高度化事業計画が円滑に推進できるよう、事業の進め方、基本構想固め、運営体制づくり等事業の初期段階から事業実施計画書の作成までのアドバイス及び高度化資金貸付後の運営段階で生じた諸問題に対するアドバイスをを行います。 具体的アドバイス内容は、以下のとおりです。 1. 初期アドバイス：高度化事業の進め方、基本構想策定等 2. 計画アドバイス：実施計画書の作り方、計画のブラッシュアップ等 3. 運営アドバイス：組合等の運営体制、共同事業の進め方、経営改善計画策定支援等 ※ 組合等の自主性尊重をアドバイスの基本とするため、計画作り等の実務作業や、経営判断・意思決定を主導することはいたしません。 また、講演・セミナー・研修会の講師等もアドバイスの対象外です。
申込資格	高度化事業の実施を予定又は実施している組合若しくはグループ及び第三セクター等
費用負担	利用者の費用負担はありません。
申込時期	原則として派遣希望日の1ヶ月前
申込窓口	都道府県の担当課（巻末（66ページ）） ※ 都道府県の担当課を経由して機構へ申込書が送られます。 ※ 運営アドバイスについては中小企業支援機関を通じてのお申込みも可能ですが、その場合は都道府県の担当課の承認を得た上でお申し込みいただくことになります。

2 お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 経営診断統括室

TEL 03-5470-1533（直通）

FAX 03-3578-3372

URL http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

※ 機構HPに企業連携支援アドバイザー派遣事業の手引きを掲載していますので、制度の詳細、申込書等はHPでご確認ください。

高度化推進説明会

機構では、高度化事業の普及と活用を推進するため、説明会を開催いたします。

1 具体的内容と申込み手続等

内容	高度化事業の普及と活用を推進するため、高度化事業に関心のある中小企業者（第三セクター含む。）又は組合、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等、都道府県等中小企業支援センターの役職員、地方公共団体の職員などを対象に説明会を開催するものです。 具体的内容は、以下のとおりです。 1. 高度化事業の内容説明 2. 高度化事業を活用する上での重要なポイントについての説明 3. 高度化事業を活用した構想・計画を有する地域（市、町等）に対する助言 4. その他
対象者	1. 中小企業者又は組合（第三セクター含む。） 2. 都道府県中小企業団体中央会、商工会議所等の役職員 3. 都道府県等中小企業支援センターの役職員 4. 地方公共団体の職員 5. その他高度化事業に関心のある方・団体など
実施方法	1. 説明会は、上記対象者等からの要請により実施します。 2. 開催に当たっては、機構は都道府県に対し、協力依頼をする場合があります。 3. 開催に当たっては、高度化事業部の職員を説明者として派遣します。
費用負担	機構職員の派遣に係る経費は機構が負担しますが、それ以外の開催に当たって必要な経費（会場借料等）は、原則として要請した機関等に負担していただきます。

2 お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業推進課

T E L 03-5470-1530（直通）

F A X 03-3433-0336

(参考) 主要組合組織と会社組織との比較

現行組合制度及び会社の概要一覧

内 容	種 類	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合
(1) 目的		組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進
(2) 性格		人的結合体	人的結合体	人的・物的結合体
(3) 事業		組合員の事業を支援する共同事業	商業、工業、鉱業、運輸業、サービス業等の事業経営	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業
(4) 設立		行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設立要件		4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6) 組合員資格		地区内の小規模の事業者（零細事業者（従業員5人以下）（商業・サービス業は2人以下））	個人及び法人など	中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者
(7) 組合員責任		有限責任	有限責任	有限責任
(8) 発起人数		4人以上	4人以上（個人に限る）	4人以上
(9) 加入		自由	自由	総会の承諾が必要
(10) 任意脱退		自由	自由	持分譲渡による
(11) 組合員割合		ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
(12) 従事割合		ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
(13) 出資限度		100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の50未満 (中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満)
(14) 議決権		1人1票	1人1票	平等（ただし定款で定めたときは出資比例の議決権も可）
(15) 員外利用		原則として組合員の利用分量の100分の20まで（例外あり）	ない	ない
(16) 配当		利用分量配当及び年1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	定款で定めた場合を除き出資配当
(17) 組織変更		協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ	協業組合へ 株式会社へ	株式会社へ
(18) 根拠法規		中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
(19) 認可を受ける行政庁		①地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ②地区が2都道府県以上の場合は経済産業局等地方支分部局の長 ③全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	①主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 ②2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長

内 容 \ 種 類	商工組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合	株式会社
(1) 目的	組合員の事業の改善発達	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善	利益追求
(2) 性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	物的結合体
(3) 事業	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)	商店街に関する環境整備事業、共同経済事業	生活生成の適正化事業、指導、検査事業、その他	定款に掲げる事業
(4) 設立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	設立登記
(5) 設立要件	1 都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること	1 都道府県以上の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること	資本金1円以上
(6) 組合員資格	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めたときはこれ以外の者	地区内で資格事業を営む者	無制限
(7) 組合員責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
(8) 発起人数	4人以上	7人以上	20人以上	1人以上
(9) 加入	自由	自由	自由	株式の譲受・増資割当による
(10) 任意脱退	自由	自由	自由	株式の譲渡による
(11) 組合員割合	ない	ない	ない	
(12) 従事割合	ない	ない	ない	ない
(13) 出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の25	100分の25	無制限
(14) 議決権	1人1票	1人1票	1人1票	出資額に応じて
(15) 員外利用	共同経済事業のみ原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで	無制限
(16) 配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	出資配当
(17) 組織変更	事業協同組合へ(出資組合のみ)			
(18) 根拠法規	中小企業団体の組織に関する法律	商店街振興組合法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	会社法
(19) 認可を受ける行政庁	①地区が1都道府県の場合は都道府県知事 ②地区が2都道府県以上の場合は経済産業局等地方支分部局の長 ③全国は所管大臣	①地区が1の市又は特別区の場合は市長又は特別区の長 ②その他の場合は主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事	主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事	

問い合わせ先・相談窓口

都道府県名	担当部	担当課	電話番号
北海道	経済部	中小企業課	011-204-5345
青森県	商工労働部	商工政策課	017-734-9368
岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5542
宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	022-211-2742
秋田県	産業労働部	産業政策課	018-860-2215
山形県	産業労働部	商業振興・経営支援課	023-630-3370
福島県	商工労働部	経営金融課	024-521-7288
茨城県	産業戦略部	中小企業課	029-301-3549
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3181
群馬県	産業経済部	地域企業支援課	027-226-3335
埼玉県	産業労働部	金融課	048-830-3806
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2707
東京都	産業労働局 金融部	金融課	03-5320-4804
神奈川県	産業労働局 中小企業部	金融課	045-210-5681
新潟県	産業労働部	地域産業振興課	025-280-5235
長野県	産業労働部	経営・創業支援課	026-235-7200
山梨県	産業労働部	産業振興課	055-223-1537
静岡県	経済産業部 商工業局	商工金融課	054-221-2506
愛知県	経済産業局	中小企業金融課	052-954-6334
岐阜県	商工労働部	商業・金融課	058-272-8862
三重県	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447
富山県	商工労働部	地域産業支援課	076-444-3249
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1522
福井県	産業労働部	創業・経営課	0776-20-0373
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3732
京都府	商工労働観光部	中小企業総合支援課	075-414-4826
奈良県	産業・観光・雇用振興部	地域産業課	0742-27-8807
大阪府	商工労働部	中小企業支援室 金融課	06-6210-9509
兵庫県	産業労働部	地域経済課	078-362-9174
和歌山県	商工観光労働部	①商工振興課 ②商工観光労働総務課 償還指導室	①073-441-2744 ②073-441-2765
鳥取県	商工労働部	企業支援課	①0857-26-7453 ②0857-26-7249
島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-6204
岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7361
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3323
山口県	商工労働部	経営金融課	083-933-3192
徳島県	商工労働観光部	企業支援課	088-621-2354
香川県	商工労働部	経営支援課	087-832-3344
愛媛県	経済労働部	経営支援課	089-912-2481
高知県	商工労働部	経営支援課	088-823-9905
福岡県	商工部	中小企業振興課	092-643-3423
佐賀県	産業労働部	産業政策課	0952-25-7093
長崎県	産業労働部	経営支援課	095-895-2651
熊本県	商工労働部	商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2326
大分県	商工観光労働部	経営創造・金融課	097-506-3226
宮崎県	商工観光労働部	商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島県	商工労働水産部	中小企業支援課	099-286-2949
沖縄県	商工労働部	中小企業支援課	098-866-2343

MEMO

本高度化事業貸付マニュアルQ&A について

本マニュアルは、貸付審査等の業務の判断基準を示すマニュアルとして
制定したものです。

今般、都道府県の担当者の方々からいただくお問い合わせ事項等を勘案し、
高度化事業貸付マニュアルQ&A（2017年度版）として改訂したものを掲
載しております。

高度化事業の貸付審査等の業務に当たっている都道府県の担当者の方々
の判断基準としてご参考になれば幸いです。

これまで同様、関連法令等とあわせて本マニュアルQ&Aをご活用下さい
ますようお願い申し上げます。

2023年6月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
高度化事業部

目次

共通事項

1. 貸付対象者等

- Q 1. 「中小企業者」「中小事業者」「特定中小事業者」「特定中小企業団体」「小規模事業者」「会社」の定義について。 1
- Q 2. 「常時使用する従業員の数」についての考え方について。 1
- Q 3. 複数の事業所が有る場合、「常時使用する従業員の数」はどのように算出するか。 2
- Q 4. 複数の事業を兼業している事業者の中小企業性の判断はどのように行うか。
(事業者の業種判定はどのように行うのか。) 2
- Q 5. 高度化事業において、飲食店を小売業に分類しているのはなぜか。 2
- Q 6. 農業、林業、漁業、医療業についても対象業種として取扱いができるか。 2
- Q 7. 大企業及びその役員からの出資についてはどのように確認するのか。 2
- Q 8. 中小企業であるA社が、大企業B社から40%、B社の役員から20%の出資を受けている場合、
どのように中小企業性を判断すればよいか。 2
- Q 9. 貸付細則において、既往の高度化事業貸付金に係る元金・利息の償還猶予を受けている者又は延滞している
者については、「当該償還猶予を受けた者が償還猶予後の貸付条件変更に伴う金銭消費貸借契約証書の
約定に基づき償還を開始した時点以降残債の償還が継続的に行われており、今後の償還が確実に行われると
認められる場合」等を除き新たな貸付の対象にしないこととなっているが、どのように判断するのか。 3
- Q 10. 集団化事業又は集積区域整備事業で、組合に対する貸付により組合員の施設を整備する場合において、
ある組合員が業績不振等の理由によって既往の高度化事業貸付金に係る元金・利息を約定どおり償還（負担）
出来なくなったことにより、当該組合が「既往の高度化事業貸付金に係る償還猶予を受けている者」と
なった場合には、既往の高度化事業貸付金に係る元金・利息を約定どおり償還（負担）している
他の組合員に対しても、新たな貸付はできないか。 3
- Q 11. 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行うものは
貸付の対象にならないこととなっているが、対象となるものはないのか。 3
- Q 12. 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている
事業者が、事業の多角化として、当該法律に規定されていない事業を実施する場合、貸付けの対象とすることは
できるのか。 3

2. 貸付対象施設等

- Q 13. 貸付細則（共通事項）で、「土地の事前取得については、事業の実施にあたり都道府県から指導を受けている
場合であって」とあるが、具体的にどのような場合に認められるか。 4
- Q 14. 都道府県が土地の事前取得を認める場合、中小機構に対して報告等必要か。 4
- Q 15. 土地を取得せず賃貸を受けて高度化融資の対象事業を実施した貸付先が、その後当該借地を購入することに
なった場合、高度化資金の貸付対象とすることができるか。また、建物等の事業用施設は自己資金等で整備し、
土地のみを高度化資金の貸付対象とすることは可能か。 4
- Q 16. 土地の取得のみが目的である場合に、貸付対象とすることは可能か。 4
- Q 17. 土地取得の際の価格の妥当性は、何ををもって判断すべきか。 4
- Q 18. 一棟の建物に貸付対象部分と非貸付対象部分がある場合、どのような場合に土地の全てが貸付対象になるか。 4
- Q 19. 土地を賃借する場合の地上権又は賃借権の取得費を貸付対象とする場合には長期的に当該土地を使用することを
担保する契約が行われていることが必要であるが、「長期的」とはどの程度の期間か。また、事業用借地権を
取得し実施する事業を高度化事業の対象とできるか。 4
- Q 20. 集団化事業及び集積区域整備事業における公園、緑地等の施設は貸付の対象になるか。 5
- Q 21. 既存建物等の取り壊し費用は、貸付の対象となるか。 5
- Q 22. 中古施設は貸付の対象となるか。 5
- Q 23. 一時的に仮設される工場、店舗、事業場等営業施設の建設費用及び立ち退きを求めるための移転補償費は、
貸付の対象になるか。 5
- Q 24. 貸付の相手方に対する着工を許可する場合は、原則として機構の貸付決定又は事業認定を受けること
となっているが、事業計画書の作成又は提出にあたり建物等の設計又は地質調査を行う必要がある。
その場合の設計料や地質調査費の支出について機構の貸付決定又は事業認定前であっても着工を許可し、
貸付対象に含めることが可能か。 5

Q 25.	高度化事業における着工とはいつの時点をさすか。	5
Q 26.	設備を貸付対象とする場合に留意すべき点はなにか。	5
Q 27.	資産計上でできれば、什器・備品でも貸付対象となるか。	5
Q 28.	リース資産は貸付対象となるか。	6
Q 29.	設備と一体となったソフト・ウェアは貸付の対象になるか。	6
Q 30.	運転資金や施設維持に関する費用は、貸付の対象になるか。	6
Q 31.	高度化資金は既往債務の借り換えに対応しているのか。	6
Q 32.	税金は貸付の対象となるか。	6
Q 33.	消費税はなぜ貸付の対象となるか。また、還付された消費税相当額については、繰上償還の対象となるか。	6
Q 34.	貸付金額に上限はあるのか。	6
Q 35.	工事区分（A・B・C工事）のうち、どの区分の費用が貸付対象となるか。	6
Q 36.	高度化事業の対象である組合員等が、自社施工した建物、設備等を貸付の対象にできるか。	7
Q 37.	組合による売電事業について、売電関連施設・設備は高度化の貸付対象となるのか。	7
Q 38.	賃貸を目的とする施設であって、貸付対象とすることができる場合はあるか。	7

3. その他

Q 39.	資金交付の完了後、どのような書類を提出する必要があるか。	8
Q 40.	建設工事や設備取得等の際の業者選定は随意契約でもよいのか。	8
Q 41.	貸付対象事業費や貸付額を算出した際に、端数が生じた場合、端数を四捨五入するのか、それとも切り捨てとするのか。	8
Q 42.	事業認定後、事業実施計画に変更がある場合、何らかの手続きが必要か。	8
Q 43.	貸付決定変更申請をする際に、事業実施計画書の全面差替えは必要なのか。	8

個別事業

中小企業者が実施する事業

1. 集団化事業

Q 44.	集団化事業は、原則として、10名以上の組合員が参加する必要があるが、事業協同組合や大企業が組合員の場合も参加者に含めることができるか。	9
Q 45.	集団化事業を5人以上で実施する場合とは、どのような場合をさすか。	9
Q 46.	「特定施設を整備する」とは、施設を所有しなければならないのか。	9
Q 47.	移転とはどういうことをさすか。	9
Q 48.	「一の団地」とは、どういう状態をいうのか。	9
Q 49.	「一の建物」とは、どういう状態をいうのか。	9
Q 50.	「主として一の建物の内部に集団して」とは、どういう状態をいうのか。	9
Q 51.	組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な共同事業を行うものであること、とはなにか。また、施設の設置が必要か。	9
Q 52.	団地組合が共同事業を組合以外の者に委託して運営させる場合、当該共同事業を実施するために組合が設置した施設を貸付対象とすることができるか。	10
Q 53.	集団化事業をより効果的に行うための事業を共同出資会社で行う場合、共同出資会社は貸付の対象になるか。	10
Q 54.	商店街の区域とは、どの区域か。	10

2. 集積区域整備事業

Q 55.	「集積区域」の定義について。	11
Q 56.	省令第35条第1項第1号の「その区域内に設置している工場、事業場、店舗その他の施設の敷地面積」の算定について。	11
Q 57.	集積区域内で、組合員の2分の1以上が施設を整備しなければならないが、自己資金等で施設を整備する者もカウントできるか。	11

Q 58.	複数年にわたる集積区域整備計画の場合、施設を整備する人数は、当該期間の合計人数でカウントしてよいのか。	11
Q 59.	集積区域内で店舗等を借受けて事業を営む者（テナント）が使用する店舗等の貸主が、当該貸店舗等を整備する場合は、貸付の対象になるか。また、設置する人数にカウントできるか。	11
Q 60.	組合員たるテナントが、賃借している店舗等を自己資金で整備した場合、施設を整備する者にカウントできるか。	11
Q 61.	集積区域整備事業に組合員として事業協同組合が参加する場合、人数要件の対象にカウントすることができるか。	11
Q 62.	集積区域整備事業を実施する組合の組合員が集積区域整備計画作成後において、別の組合を設立して集団化事業、施設集約化事業を実施する場合の人数要件はどうカウントするのか。	11

3. 施設集約化事業

Q 63.	共同化計画と協業化計画の違いは何か。	12
Q 64.	施設集約化事業で実施できる事業にはどのような形態があるか。	12
Q 65.	細則第4条第2項第2号で「入居する特定中小事業者等である組合員等又は出資者の行う事業に利用する面積の合計は、組合員等又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場その他施設の床面積の3分の2以上であるものとする。」とあるが、共同店舗の場合、具体的にどの部分の面積を指すか。	12
Q 66.	細則第4条第2項第3号で「組合等が当該事業を行うに当たっては、組合員等以外の者に当該施設の一部を占有利用させることが事業の合理的運営に資すると認められる場合には、当該組合員等の利用する建物延べ床面積の20%以内を、組合員等以外の者に利用させることができる。」とあるが、共同店舗の場合、具体的にどの部分の面積を指すか。	12
Q 67.	特定中小事業者たる組合員であっても、一組合員の利用できる面積に制限はあるか。	12
Q 68.	主として一の建物を整備するとなっているが、分棟等複数の建物を設置することはできるか。	12
Q 69.	同一敷地内に区分所有形態で大企業店舗（非貸付対象施設）が併設されている共同店舗において、顧客用駐車場を一体的に整備する場合、当該土地等は貸付の対象になるか。	12
Q 70.	事業協同組合が運営する共同店舗に設置される体育施設、教養文化施設は貸付の対象になるか。	13
Q 71.	市街地再開発事業の実施にあわせて行われる高度化事業において、保留床を取得して共同店舗を設置する場合、どの時点を着工とするのか。	13

4. 共同施設事業

Q 72.	分散設置される共同施設は貸付の対象になるか。	14
Q 73.	商店街のポイント・カードリーダー等システムとして設置する共同施設は貸付の対象となるか。	14
Q 74.	従業員の共同宿舎は、共同施設事業に該当するか。	14

5. 設備リース事業

Q 75.	設備リースで対象となった設備は、組合で資産計上しなければならないか。	15
Q 76.	リース設備に係る総額、単価、貸付額について限度額があるか。	15
Q 77.	組合からリースを受ける組合員からの保証金は必ず徴さなければならないか。また保証金についてはどのように取り決めたらよいのか。	15
Q 78.	集団化事業等と設備リース事業とを併せて実施する場合に事業実施計画書は集団化事業等について作成するだけでよいのか。	15
Q 79.	設備リース事業における償還期限はどのような観点から設定すべきか。	15

6. 企業合同事業

Q 80.	企業合同の形態にはどのようなものがあるか。	16
Q 81.	複数の特定中小事業者が企業合同する場合であれば、貸付の対象となるか。	16

第三セクターなどが実施する事業

7. 地域産業創造基盤整備事業

Q 82.	事業実施主体が行う事業の中に、新分野進出を行おうとする特定中小事業者に対する支援があるが、この「新分野進出」とは。	17
-------	---	----

Q 83.	施設の利用割合について制限はあるか。	17
Q 84.	当事業でインキュベーション施設（起業化センター）を整備した場合、当該施設に入居できる期間に制限はあるか。	17
Q 85.	入居企業は必ず中小企業者でなければならないか。	17
Q 86.	商業インキュベーション（チャレンジショップ等）を整備することができるか。	17

8. 商店街整備等支援事業

Q 87.	役員要件における「中小企業者の代表者」の中に商工会、商工会議所の代表者を含むことができるか。	18
Q 88.	出資者要件における「中小企業者」の範囲において、商工会、商工会議所や事業協同組合も中小企業者としてカウントできるか。	18
Q 89.	商業活性化施設とは、どのような施設か。	18
Q 90.	中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項第7号の中小小売商業高度化事業に基づいて商店街整備等支援事業を実施する場合の面積要件について。	18

災害復旧貸付

Q 91.	過去に高度化融資の対象事業を実施していなくても、新たに災害復旧貸付を受けることは可能か。	19
Q 92.	震災以外の災害でも貸付の対象となるか。	19
Q 93.	過去に高度化融資の対象事業を実施し完済している場合は、本事業の貸付対象となるか。	19

緊急健康被害等防止貸付

Q 94.	貸付対象となる「石綿による健康被害の防止を図るための事業」とは具体的にどういうものか。	20
Q 95.	アスベストを含む事業用施設の取り壊しや除去のみでも、貸付対象になるのか。	20
Q 96.	一部にアスベストを使用している施設について、全てを建て替える場合やアスベストを使用していない他の部分も同時に改造する場合には、必要となる費用全てが「緊急健康被害等防止貸付」の対象となるのか。	20
Q 97.	過去に高度化融資の対象事業を実施していなくても、新たに緊急健康被害等防止貸付を受けることは可能か。	20

施設再整備（リニューアル）貸付

Q 98.	施設再整備貸付とはどのような貸付を言うのか。また、基本的な要件は何か。	21
Q 99.	施設再整備貸付は、事業毎に定められた制度要件に適合していることが必要だが、高度化融資制度の改正により、実施した事業メニューがなくなっている場合は、施設再整備貸付は受けられないか。	21
Q 100.	施設再整備貸付を受ける場合に、事業毎に定められた制度要件を満たす必要があるとは具体的にどういうことか。	21
Q 101.	施設再整備貸付を受けた組合等が、次に施設再整備貸付を受ける場合に制約はあるか。	21
Q 102.	既往の高度化融資の残高が残っている施設を取り壊して改造・改築等施設の再整備を行う場合、必ず繰上償還をしなければならないか。	21
Q 103.	当初、高度化融資を受けた時には、特別の法律の認定に基づき事業を実施し無利子適用を受けたが、施設再整備を行う場合も無利子適用は受けられるか。	21
Q 104.	施設再整備貸付を受ける場合は、診断は省略できるか。	21
Q 105.	過去に集団化事業を実施した組合等が施設の再整備（リニューアル）を集積区域整備事業として行うのはどのような場合か。また、その際の留意点はどのようなものがあるか。	21
Q 106.	過去に集団化事業を実施した組合等が施設の再整備（リニューアル）を集団化事業として行うのはどのような場合ですか。また、その際の留意点はどのようなものがあるか。	22
Q 107.	当初借地（借家）で実施していた施設集約化事業の土地（建物）を新たに購入したいが、リニューアル貸付の対象となるか。	22
Q 108.	地域産業創造基盤整備事業の施設再整備を実施する場合の留意点は何か。	22
Q 109.	商店街整備等支援事業は、中小小売商業振興法、中心市街地の活性化に関する法律又は小規模支援法の認定計画に基づき事業を実施することが要件になっているが、施設再整備を実施する場合も同じか。	22

高度化事業貸付マニュアルQ&A (2017年度版)

1. 貸付対象者等

Q1 「中小企業者」「中小事業者」「特定中小事業者」「特定中小企業団体」「小規模事業者」「会社」の定義について。

A1 高度化事業は、中小企業者、中小事業者、特定中小事業者など類似の表現が出てきますが以下の内容となります。

(1) 特定中小事業者

中小企業基本法（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下、「機構法」といいます。）も同様）に規定されているもので、以下の基準に該当する会社又は個人が該当します。

業種	資本の額又は出資の額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 中小事業者

上記（1）に加え、機構法施行令第1条第1項に規定されているもので以下の基準に該当する会社又は個人が該当します。

業種	資本の額又は出資の額	常時使用する従業員の数
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

なお、（1）及び（2）は、ともに「資本の額又は出資の額」または「常時使用する従業員の数」の何れかが表中の基準に合致していればよく、両方の基準に合致していることは必要ありません。

(3) 中小企業者

上記（1）（2）に加え、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、事業協同組合連合会その他特別の法律により設立された組合及びその

連合会であって、機構法施行令第1条第2項に規定されています。（例：生活衛生同業組合、酒造組合、等）

(4) 特定中小企業団体

上記（3）中小企業者のうち、事業協同組合、事業協同小組合若しくは事業協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であって直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者であるもの、又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいいます。参考：「中小企業団体」という用語は「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項に規定されている事業協同組合、事業協同小組合若しくは事業協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、火災共済協同組合、信用協同組合、企業組合、協業組合です。

(5) 小規模事業者

従業員が20人以下（商業又はサービス業を行う者は5人以下）の会社又は個人（機構法第2条第4項に規定する「小規模企業者」は上記定義の個人及び会社の役員と定義しています。）をいいます。

(6) 会社

会社とは、設立登記が終了した株式会社、有限会社、合名会社、合資会社をいいます。

Q2 「常時使用する従業員の数」についての考え方について

A2 常時使用する従業員とは、

用語定義

（1）「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇である旨を積極ないし消極に示されている者をいいます。従って業務に従事していても、事業主（事業主の三親等以内の親族であって事業主と生計を一にしている者を含みます。）及び法人の役員は含まれず、また、臨時の従業員も含みません。

（2）この場合、特に「臨時の従業員」でないことをいかなる基準によって判別するかが問題となりますが、高度化事業の運用に当たっては、労働基準法第21条において「解雇の予告を必要としない者」として規定している次の①から④に該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」として取り扱うものとします。（労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として取り扱います。）

- ①日々雇い入れられる者（ただし1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）
- ②2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）
- ③季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）
- ④試用期間中の者（ただし14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除きます。）

Q3 複数の事業所が有る場合、「常時使用する従業員の数」はどのように算出するか。

A3 「常時使用する従業員の数」は、2以上の工場、店舗又は営業所を有する事業者、2以上の業種に属する事業を営む事業者等については、工場、店舗あるいは事業所又は業種別に計算するものではなく、いずれも企業全体で計算するものであることとします。

Q4 複数の事業を兼業している事業者の中小企業性の判断はどのように行うか。（事業者の業種判定はどのように行うのか。）

A4 参加企業の中小企業性については「当該企業の主たる事業の属する業種で判断すること」としていますが、その判断は、原則として日本標準分類に基づいて判断することとしています。

- (1) 1業種の事業を専業としている場合は当該事業が主たる事業。
- (2) 2業種以上の事業を兼業している場合は、何れの業種が主たる業種か、という問題が生じますが、常時使用する従業員数、投下資本の割合、売上高、その他その企業の事業活動の状況等を総合的に勘案して判断します。

Q5 高度化事業において、飲食店を小売業に分類しているのはなぜか。

A5 平成14年10月1日以前は、大分類で「卸売・小売業、飲食店」となっていますが、日本標準産業分類の第11回改訂により、卸売・小売業（大分類J）と「飲食店、宿泊業」（大分類M）に分類されました。しかし、中小企業庁は中小企業政策における中小企業者の範囲については見直さず、同告示の施行後においても従前のとおり取り扱うこととしているため、高度化事業においても同様に取り扱うこととしています。よって、飲食店は小売業にカウントします。

Q6 農業、林業、漁業、医療業についても対象業種として取扱いができるか。

A6 農林漁業関係業種であっても、原則として、中小企業の定義を満たしていれば貸付の対象となります。また、農事組合法人や医療法人は、貸付の対象になりませんが、個人開業医や農業生産法人（農地法第2条に規定する会社形態の法人に限る。）は、高度化事業計画を実施する上で必要な業種であり、参加することによって当該計画に効果があると認められれば、貸付の対象とすることができます。

なお、国において、それぞれの業種の特性に応じて法律が制定されるなど特別の施策が講じられている場合であって、特別の融資制度が設けられている場合には、その施策が先行すべき分野であるか否かを検討する必要があります。

Q7 大企業及びその役員からの出資についてはどのように確認するか。

A7 株主名簿及び税務申告書により出資者及びその出資割合を確認します。その際大企業から出資を受けている場合にあっては、当該大企業の商業登記簿謄本をもってその大企業の役員についても対象となる中小企業の株主となっていないかを把握する必要があります。また上場会社から出資を受けている場合又は上場会社の名称の一部が使われている場合は、上場会社の有価証券報告書で出資状況を確認することが必要です。

なお「役員」とは取締役及び監査役をいい、非常勤であるか否かを問いません。

Q8 中小企業であるA社が、大企業B社から40%、B社の役員から20%の出資を受けている場合、どのように中小企業性を判断すればよいのか。

A8 上記のケースの場合、細則第1条第1項第2号①には「1社の大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている中小企業」とあり、出資割合のみをみれば、中小企業と判断されます。

しかし、A社は、大企業であるB社から40%、同B社の役員から20%の出資を受けているため、B社のA社に対する影響力は極めて大きいと考えられ、B社が実質的にA社を支配することが可能であると思われます。また、B社の社員がA社の役員等になっている場合等もあり、中小企業の経営の独立性が確保されているとはいえない場合はみなし大企業と判断するのが妥当です。

したがって、当該企業の実態を把握した上で中小企業性の判断を行うことが肝要です。なお、みなし大企業の判

断を行う際、税務確定申告書、株主名簿等の確認とあわせ、持分法適用子会社か否か等を含め、大企業の中小企業に対する支配性が存在するかをあわせて確認する必要があります。

Q9

貸付細則において、既往の高度化事業貸付金に係る元金・利息の償還猶予を受けている者又は延滞している者については、「当該償還猶予を受けた者が償還猶予後の貸付条件変更に伴う金銭消費貸借契約証書の約定に基づき償還を開始した時点以降残債の償還が継続的に行われており、今後の償還が確実に行われると認められる場合」等を除き新たな貸付の対象にしないこととなっているが、どのように判断するのか。

A9

判断
point

貸付条件変更後の約定額どおりに償還が複数年にわたって行われていることが前提となります。併せて、新たな貸付の際に実施する診断により、総合収支計画、資金計画等の諸計画が妥当と判断され、今後の償還が確実に行われると認められた場合です。

Q10

集団化事業又は集積区域整備事業で、組合に対する貸付により組合員の施設を整備する場合において、ある組合員が業績不振等の理由によって既往の高度化事業貸付金に係る元金・利息を約定どおり償還（負担）出来なくなったことにより、当該組合が「既往の高度化事業貸付金に係る償還猶予を受けている者」となった場合には、既往の高度化事業貸付金に係る元金・利息を約定どおり償還（負担）している他の組合員に対しても、新たな貸付はできないか。

A10

判断
point

集団化事業又は集積区域整備事業で、組合員の施設を整備する場合に貸付先として組合と組合員の場合があります。このうち、組合に対する貸付により組合員の施設を整備する場合には、まず、組合の運営状況、既往債務と連帯保証等の状況を確認します。次いで、実質的貸付先である組合員ごとの償還状況により、貸付の適否を判断することになります。その結果、既往の高度化事業貸付金に係る元金・利息を約定どおり償還している組合員の施設に対しては、新たな貸付を行うことができます。

Q11

風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行うものは貸付の対象にならないこととなっているが、対象となるものはないのか。

A11

判断
point

風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業のうち以下のものは例外的に対象となります。

営業種別	
1号営業	料理店
5号営業	ゲームセンター

Q12

風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている事業者が、事業の多角化として、当該法律に規定されていない事業を実施する場合、貸付けの対象とすることはできるのか。

A12

判断
point

当該高度化事業において、当該法律に規定されていない事業を行う計画で参加するものであれば、貸付対象として差し支えありません。

2. 貸付対象施設等

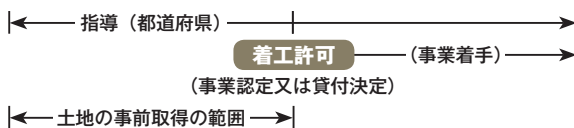
Q13

貸付細則（共通事項）で、「土地の事前取得については、事業の実施にあたり都道府県から指導を受けている場合であって」とあるが、具体的にどのような場合に認められるか。

A13

判断
point

事業認定又は貸付決定により都道府県が着工許可を与える前であって、組合等から書面によって提出された計画に基づき、都道府県が内容を把握し、相談・助言等を行っている場合です。



なお、都道府県が着工許可を与える前に、既に土地取得に関する覚書や手付金を支払っている場合は、その行為をもって土地の事前取得や着工には値しないと考えられます。また、診断・助言等を行った結果、必ずしもその契約のとおりにはならないことに留意する必要があります。

Q14

都道府県が土地の事前取得を認める場合、中小機構に対して報告等必要か。

A14

手続き

その時点では必要ありません。借入申請（認定申請含む）提出の時点において土地の取得日を記載することになっていますので、ここで明確になるためです。

Q15

土地を取得せず賃貸を受けて高度化融資の対象事業を実施した貸付先が、その後当該借地を購入することになった場合、高度化資金の貸付対象とすることができるか。また、建物等の事業用施設は自己資金等で整備し、土地のみを高度化資金の貸付対象とすることは可能か。

A15

判断
point

当該借地の取得が当該事業を実施していくうえで必要と認められる場合は、貸付の対象とすることができます。また、建物等は自己資金等で整備し、土地の取得のみを対象にして高度化資金を利用することも可能です。

Q16

土地の取得のみが目的である場合に、貸付対象とすることは可能か。

A16

判断
point

単純に取得するためだけでは高度化事業に馴染まないため、貸付対象にはなりません。高度化資金の貸付を受けるには、事業者が他の事業者と連携、共同化等をするうえで必要な土地を整備するための資金でなくてはなりません。

Q17

土地取得の際の価格の妥当性は、何をもちて判断すべきか。

A17

判断
point

土地の取得に際しては、下記の方法により参考価格の算定を行い、価格の妥当性を判断する方法があります。

- (1) 対象用地の近傍における土地取引価格等を考慮して算定したもの
- (2) 地価公示法の規定による公示価格を基準として算定したもの
- (3) 不動産鑑定士等による客観的な鑑定評価によるもの

Q18

一棟の建物に貸付対象部分と非貸付対象部分がある場合、どのような場合に土地の全てが貸付対象になるか。

A18

判断
point

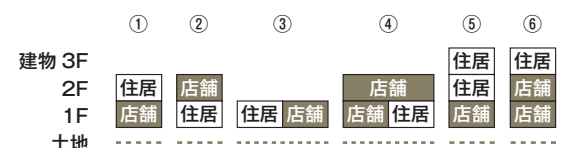
非貸付対象部分が貸付対象部分に付随的かつ立体的に整備される場合は、すべての土地を貸付の対象とすることができます。

なお、それ以外の場合は、建物の面積按分等合理的な方法で土地の貸付対象面積を査定する必要があります。（ただし、施設集化事業等において組合等が一体的に整備し、運営する共同店舗等を除きます。）

- (1) 「付随的」とは、非貸付対象部分の床面積が貸付対象部分の床面積以下である状態。
- (2) 「立体的」とは、非貸付対象部分が貸付対象部分の上層階に設置されている（1階は貸付対象部分）状態。

上記（1）及び（2）を満たした場合は土地のすべてを貸付対象とすることができます。

例：住宅（非貸付対象）併設型の店舗（貸付対象）を整備する場合、次の①と⑥が「付随的かつ立体的」に該当し、土地は全て貸付の対象となります。）



Q19

土地を賃借する場合の地上権又は賃借権の取得費を貸付対象とする場合には長期的に当該土地を使用することを担保する契約が行われていることが必要であるが、「長期的」とはどの程度の期間か。また、事業用借地権を取得し実施する事業を高度化事業の対象とできるか。

A19

判断
point

貸付期間以上の期間の契約期間が必要です。

また、事業用借地権を取得して実施する事業については、契約期間が限定されているため高度化事業としての効果を十分に発揮できないことが考えられるため、高度化事業としての妥当性を個別案件ごとに検討して判断する必

要があります。具体的には、原則として次の要件をすべて具備していることが必要です。

- (1) 借地契約期間内で事業目的を十分に達成できること。
- (2) 償還期限が借地契約期間内であること。
- (3) 第三者対抗要件を具備していること。
- (4) 事業用借地権は公正証書による契約であること。

なお、当該借地権を資産として計上することが必要です。

Q20

集団化事業及び集積区域整備事業における公園、緑地等の施設は貸付の対象になるか。

A20

**判断
point**

緑地等の環境保全施設は、診断等で妥当であると判断された場合は貸付の対象になり、地域環境保全施設等の整備に係るものとして、無利子貸付に該当します。

Q21

既存建物等の取り壊し費用は、貸付の対象となるか。

A21

**判断
point**

高度化事業を実施するうえで、既存建物等の取壊しが必要な場合であって、当該取り壊し費用を新たな建設資金に含めて資産計上される場合は、細則第1条(7)②に該当するものとみなし、既存建物等の取り壊し費用が貸付の対象となります。

Q22

中古施設は貸付の対象となるか。

A22

**判断
point**

中古の施設は、その用途に応じて十分な安全性及び耐久性を有すると認められる場合に貸付の対象とすることができます。

Q23

一時的に仮設される工場、店舗、事業場等営業施設の建設費用及び立ち退きを求めるための移転補償費は、貸付の対象になるか。

A23

**判断
point**

高度化事業を実施するために必要な費用として認められ、建設資金等に含めて資産計上した場合は、貸付の対象となります。

Q24

貸付の相手方に対する着工を許可する場合は、原則として機構の貸付決定又は事業認定を受けることとなっているが、事業計画書の作成又は提出にあたり建物等の設計又は地質調査を行う必要がある。その場合の設計料や地質調査費の支出について機構の貸付決定又は事業認定前であっても着工を許可し、貸付対象に含めることが可能か。

A24

**判断
point**

貸付対象とすることも可能ですが、その場合は、当該高度化事業の計画について都道府県の指導を受け、事業の円滑な実施に必要と認められ、かつ資産として計上さ

れることが必要です。

Q25 高度化事業における着工とはいつの時点さをさすか。

A25

**判断
point**

土地若しくは設備の取得又は建築工事若しくは土木工事に係る本契約締結の時点をいいます。

Q26 設備を貸付対象とする場合に留意すべき点はなにか。

A26

**判断
point**

設備は、資本的支出を伴うもので資産として計上することが必要です。法定耐用年数5年未満のものや中古設備を含みますが、細則第1条にあるとおり、貸付期間が5年以下となる貸付は、原則として行わないことになっていることに留意してください。

また、対象にする際は、以下の点についても留意してください。

- (1) 法定耐用年数が5年未満のものや中古設備についても貸付対象とする。ただし、細則第1条(4)の2)のとおり、貸付期間が5年以下となる貸付は原則として行わないため、貸付期間と耐用年数のバランスに十分に留意すること。
- (2) 中古設備については、細則第1条(6)のとおり、取得額は時価を上回らないこと。
- (3) 少額資産等については、事務手続きや債権管理等が煩雑となる可能性もあるため、損金扱いが可能なものは高度化以外の取得方法を検討すること。
- (4) 設備を導入するにあたっての附帯的費用(据付費、運搬費等)については、本体契約額に含まれ、かつ本体設備の取得価格の一部として資産計上でできれば貸付対象とすることができる。
- (5) 建物と同時に設備を導入する際、建物と設備の耐用年数が著しく乖離する場合には、貸付口を分けるなど、建物と設備の貸付期間が適正な期間となるよう留意すること。
- (6) 債権保全措置及び貸付後の管理が十分に行われるものであること。

Q27 資産計上でできれば、什器・備品でも貸付対象となるか。

A27

**判断
point**

組合や組合員が行う事業を効率的に進めるために必要であると認められ、都道府県の貸付規則や債権保全上も問題なく、診断においても妥当であると判断されれば、貸付対象とすることができます。

ただし、貸付対象とする什器・備品は、資産計上されるものである必要があります。また、貸付期間と耐用年数のバランスなどに十分留意して貸付対象とするか否かを判断する必要があります。

なお、事業者の計画では貸付対象としていたものの、検

討の結果、非対象として処理をしたものは、次のケースなどがあります。

例1) 蛍光灯や電球等……消耗品類であり、貸付期間中に消耗や破損によって、廃棄することが想定されるため非対象とした。

例2) 移設可能な陳列棚……別の場所等へ移設し当初の目的以外に利用することが想定されるため非対象とした。

Q28 リース資産は貸付対象となるか。

A28 貸付の対象となる施設は中小企業者等が『取得』する施設です。よって、金銭等を支払って一時的に第三者から借りる施設は貸付対象施設には含まれません。

Q29 設備と一体となったソフト・ウェアは貸付の対象になるか。

A29 設備に含めて資産計上する場合は、貸付の対象となります。

Q30 運転資金や施設維持に関する費用は、貸付の対象になるか。

A30 高度化資金は設備導入資金ですので、取得後の維持管理に関する費用は対象になりません。

Q31 高度化資金は既往債務の借り換えに対応しているのか。

A31 高度化資金は事業者と他の事業者との連携及び共同化等を目的として整備する土地、建物といった施設を整備するためのものと根拠法令で定められておりますので、借り換えには対応しておりません。

Q32 税金は貸付の対象となるか。

A32 税金については、消費税を除き貸付の対象となりません。

Q33 消費税はなぜ貸付の対象となるか。また、還付された消費税相当額については、繰上償還の対象となるか。

A33 消費税は次の理由により貸付の対象に含めることができます。なお、この場合、当該消費税の額（又は相当額）については、固定資産の取得価額に算入することを必要としないものとしています。

- (1) 施設の取得に直接必要な経費であること。
- (2) 消費税の円滑な転嫁に対する支援になること。
- (3) 他の国等の助成制度において、対象としている

こと。

また、当該消費税が還付された場合は、該当金額を繰上償還する必要はありません。

Q34 貸付金額に上限はあるのか。

A34 診断で妥当と認められた範囲であれば、上限はありません。

Q35 工事区分（A・B・C工事）のうち、どの区分の費用が貸付対象となるか。

A35 共同店舗等の店舗部分に関する工事費については、工事区分（A・B・C工事）により、貸付対象を確定します。通常はA工事及びB工事の一部を貸付対象としています。

【工事区分と貸付対象・非対象の考え方】

- ・ A工事；組合又は会社の工事負担で組合又は会社が施工する共同店舗等の本体工事をいいます。共用の施設・共用通路・店舗区画等、用途に応じた標準的な設備等の工事が含まれ、高度化の対象としています。
- ・ B工事；組合員又はテナントが入居する区画が決まってから、組合員又はテナントの要望により組合又は会社が行う工事をいいます。躯体に影響があって建物全体の施設・安全性・工程に配慮する工事（例：分電盤、給排水工事、防水工事、厨房給排気工事・防災・空調設備等）については、組合又は会社が負担します。なお、店舗のイメージやデザイン等にあわせて、組合員又はテナントオーナーの意志により行うA工事の追加変更工事等については、組合又は会社の承諾を得て、組合員又はテナントオーナーが負担する場合があります。したがって、共同店舗の躯体に影響し共通的な工事として認められるものは貸付対象とし、それ以外の組合員又はテナントの意志により行う工事については非対象として処理するのが一般的です。
- ・ C工事；組合員又はテナントオーナーが、組合又は会社の承認を得て施工する工事（例：店舗内内装工事、什器備品、照明器具、電話工事等）をいいます。したがって、店舗内の装飾や備品等の設置に関する費用のため、組合員又はテナントオーナー側の負担とし、原則是非対象としています。

Q36

高度化事業の対象である組合員等が、自社施工した建物、設備等を貸付の対象にできるか。

A36

判断
point

原則として、自社施工する建物、設備等については貸付対象とすることはできません。ただし、自社施工で対応せざるを得ない合理的な理由（業種の特殊性、専門性、ノウハウ流出防止等）があり、下記の各項目に該当する場合には、例外的に認める場合があります。

- （1）建設及び設備の設置に関して、部材等の直接的な経費に限定し、その経費が伝票、台帳等の証拠書類で内容が確認でき立証できること。
- （2）立証することが困難な間接経費・一般管理費・人件費は貸付の対象としないこと。
- （3）自社施工に伴って、利益が発生していないことが確認できること。

Q37

組合による売電事業について、売電関連施設・設備は高度化の貸付対象となるのか。

A37

判断
point

売電を目的とした施設・設備であっても、制度要件を満たせば貸付対象となります。ただし、組合実施による営利目的の全量売電は組合法上の確認が必要です。（補助電源や非常用電源の整備及び余剰電力売電も対象です。）

Q38

賃貸を目的とする施設であって、貸付対象とすることができる場合はあるか。

A38

判断
point

細則第1条第1項第14号において、他の第三者に長期間賃貸する施設は原則として貸付対象としない、と規定しておりますが、これは、不動産賃貸業を行う者による賃貸の対象に供するための施設を、貸付対象施設から除外するためです。

以上を踏まえて、次のいずれにも該当する場合は、貸付対象とすることができます。

- （1）貸与を受ける者は、当該施設を他の第三者に転貸するものでないこと。
- （2）貸与を受ける者（「他の第三者」に該当しない者）は以下のいずれかに該当する者であること。
 - ① 特定中小企業団体（中小企業組合等）
 - ② 特定中小企業団体の組合員等（組合員又は所属員）である特定中小事業者等
 - ③ 上記①及び②のグループ会社、持株会社、子会社等の資本関係が認められる会社等実質的に一体の経営と見做せる特定中小企業団体及び特定中小事業者等
- （3）当該賃貸施設の規模が、貸与を受ける者の事業の用に供する特定施設として適切なものであること。
- （4）当該賃貸施設に係る契約の内容が、長期間にわ

たり借り受けることが可能であり、かつ、賃貸料その他の貸付条件が妥当であると認められるものであること。

なお、賃貸を行う者（＝貸付けの相手方）は、当該組合又は当該組合の組合員等である特定中小事業者等となります。

3. その他

Q39 資金交付の完了後、どのような書類を提出する必要があるか。

A39 組合等への資金交付の完了後速やかに「貸付実行報告書」を提出することが必要です。また、貸付先である組合等が整備した施設の資産計上が反映されるべき決算の決算年度終了後6ヶ月以内に「整備完了報告書」を提出することとなっています。

手続き

整備完了報告書の提出については、準則第54条(2)、細則65条3に定めています。なお、様式56「整備完了報告書」の各項目の確認内容については以下のとおりです。

(1)「整備状況」

①量、面積、型式、構造、用途について計画どおりに整備されているか確認する。

②設置場所は計画通りの場所か確認する。

(2)「支払い状況」

高度化資金の（工事請負業者への）支払いが適正に行われているか確認する。（ex.水増し、値引きにより低額設置されていないか確認する）

(3)「経理処理状況」

高度化資金（資金調達）及びその使途（資金運用）に関する経理処理について、貸付けの相手方の帳簿等が適正に処理されているかを確認する。（ex.高度化貸付対象施設が資産計上されているか確認する）

(4)「その他」

目的外使用（賃貸等）、無断処分（売却等）されていないか等を確認する。

Q40 建設工事や設備取得等の際の業者選定は随意契約でもよいのか。

A40 建設工事や設備取得等を行う際に業者選定を行うにあたっては、通常は、一般的な価格よりも高度化事業費が不当に高くなることを防止し、公平かつ透明な契約を締結することを目的に競争入札や見積合わせを行うなどして、最も有利な業者を選定します。

判断
point

特殊な工事等を行う場合は、特定の業者との随意契約ということも考えられますが、随意契約を行うにあたっての合理的な理由や、同種工事の過去の工事単価実績等を比較検討するなどして、契約価格の妥当性を証明する必要があることに留意してください。

Q41 貸付対象事業費や貸付額を算出した際に、端数が生じた場合、端数を四捨五入するのか、それとも切り捨てとするのか。

A41 貸付対象事業費や貸付額に端数が生じた場合は、端数を切り捨て処理します。端数を四捨五入すると、高度化資金の貸付対象事業費や貸付額を実態のない金額に充当することになります。

判断
point

Q42 事業認定後、事業実施計画に変更がある場合、何らかの手続きが必要か。

A42 事業認定後、着工した結果、事業実施計画に変更が生じた場合には、借入申請時に変更があった理由や金額などを所定の様式に記載のうえ申請してください。

判断
point

Q43 貸付決定変更申請をする際に、事業実施計画書の全面差替えは必要なのか。

A43 事業実施計画書を全て差し替える必要はありませんが、貸付決定変更申請書の添付書類として、事業実施計画書の変更部分を明らかにした書類は必要です。

判断
point

高度化事業貸付マニュアルQ&A (2017年度版)

1. 集団化事業

Q44 集団化事業は、原則として、10名以上の組合員が参加する必要があるが、事業協同組合や大企業が組合員の場合も参加者に含めることができるか。

A44 事業協同組合及び大企業は、集団化事業に参加することはできますが、特定中小事業者ではないので、集団化事業の人数要件の対象としてカウントすることはできません。また、当該大企業の占用施設については、貸付の対象とはなりません。
ただし、組合員である事業協同組合が整備する施設は共同施設事業の対象とすることは可能です。

Q45 集団化事業を5人以上で実施する場合とは、どのような場合をさすか。

A45 集団化事業を5人以上で実施する際の人数要件については、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に原則10人以上との規定がありますが、特別区や人口10万人以上の市で行われる場合等の際には5人で実施できることになっています。

Q46 「特定施設を整備する」とは、施設を所有しなければならないのか。

A46 「整備する」とは、建物の新設設置、改修・増築等のリニューアル、既存建物や床の取得等が挙げられ、組合員の全ての者が当該団地又一棟の建物の内部に設けられた工場、店舗、事業場等において資格事業に属する事業活動を行う状態であることをいい、必ずしも組合員が当該施設を所有するものであることを要しません。

Q47 移転とはどういうことをさすか。

A47 移転とは、従来の工場、店舗又は事業場等における生産等若しくは卸・小売又はサービス提供業務等の機能の全部若しくは一部を廃止して、当該団地内の工場、店舗又は事業場等に移転することで、必ずしも従来施設の移動を伴うことを要しません。

Q48 「一の団地」とはどういう状態をいうのか。

A48 「一の団地」は、当該高度化事業に参加する特定中小事業者等の事業活動の用に供する工場、店舗、事業場その他の施設及び当該高度化事業を適切に行うための共同事業の用に供する共同施設が集中して設置されるための敷地並びにこれに隣接し、緑地帯、調整池、道路等団地機能上必要な共同施設が機能的かつ効率的に設置されるための敷地として計画的に取得され、又は整備される一団の土地をいいます。なお、地理的な条件等によりこれが困難な場合であっても、団地の一体的な運営が確保されるものにあつては、必ずしも一の地続きの用地である必要はありません。

Q49 「一の建物」とはどういう状態をいうのか。

A49 組合員たる特定中小事業者等が入居して事業を行うために供する一棟の建物をいいます。建物形態としては、建物の内部を間仕切りで区画したスペースに組合員が入居する長屋形態がこれに該当します。

Q50 「主として一の建物の内部に集団して」とは、どういう状態をいうのか。

A50 集団化計画に基づいて、組合員たる特定中小事業者等が「一の建物」に入居して事業を行うことを原則としますが、組合員の参加人数、業態、生産工程又は地理的な条件等によりこれが困難な場合であつて、団地の一体的な運営が確保されるものにあつては、建物を二棟以上設置することも可能です。

Q51 組合員又は所属員の経営の合理化を図るために適切な共同事業を行うものであること、とはなにか。また、施設の設置が必要か。

A51 「適切な共同事業」とは、必ずしも施設の設置を伴う必要はなく、ソフト事業でもかまいません。具体的には次のとおりです。

(1) 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会が行う中小企業等協同組合法第9条の2第1項第1号又は第9条の9第1項第4号に規定する生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合

員の事業に関する共同施設

(2) 中小企業等協同組合法第9条の2第1項第4号又は第9条の9第1項第6号に規定する教育・情報提供に関する施設

(3) 中小企業等協同組合法第9条の2第1項第5号又は第9条の9第1項第7号に規定する新商品・新技術の研究開発又は需要開拓に関する施設

Q52 団地組合が共同事業を組合以外の者に委託して運営させる場合、当該共同事業を実施するために組合が設置した施設を貸付対象とすることができるか。

A52 共同事業として行うことが必要な事業であって、その内容からみて団地組合が直接運営するよりも、専門業者に委託して運営させた方が円滑な運営が図られると認められるものであれば貸付の対象とすることができます。ただし、この場合の委託専門業者は参加組合員の数に含めません。なお、当該専門業者との間の委託契約において、次の事項が明確化されていることが必要です。

**判断
point**

(1) 当該委託業務は、組合員のために行われる共同事業であるという主旨が専門業者に理解されていること。

(2) 組合側に当該業務に関する基本的な事項についての意思決定権があること。

(3) 専門業者の行う業務の範囲が明確化されていること。

(4) 当該業務に関する経理が明確に処理されること（収入金を専門業者が計上する場合にあっては、当該業務に関する経理が明確に処理され、組合に対して定期的な報告がなされていること。）。

Q53 集団化事業をより効果的に行うための事業を共同出資会社で行う場合、共同出資会社は貸付の対象になるか。

A53 集団化事業をより効果的に行うための事業を共同出資会社で行う場合にあっては、当該事業の内容、規模が妥当と認められ、かつ、当該共同出資会社が次の各要件に該当する場合には貸付の対象となります。

**判断
point**

(1) 団地組合の組合員であること。

(2) 特定中小事業者であること。

(3) 団地組合が出資しているものであること。

(4) 出資者の3分の2以上が組合員であること。

(5) 出資総額の3分の2以上を団地組合及びその組合員が出資しているものであること。

また、この場合に当該共同出資会社が使用する設備についても貸付の対象とすることができます。

Q54 商店街の区域とは、どの区域か。

A54 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下、「省令」といいます。）第34条第1項第1号八の「商店街の区域」とは、「小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、その中に人又は車が常時通行できる道路を包含するものをいう。」とする中小小売商業振興法の定義と同じです。

**用語
定義**

2. 集積区域整備事業

Q55 「集積区域」の定義について。

A55 「集積区域」については、「組合員の事業の用に供する工場、店舗、事業場等の相当部分が集積している」と判断されれば、「集積区域」とすることとします。また、過去に集団化事業により整備した区域も「集積区域」に含まれます。

用語
定義

なお、従前は「街路により囲まれている若しくは街路に面している画地又は面地の集合体である街区を形成している区域」等と定義していましたが、それらの規定は削除しました。

Q56 省令第35条第1項第1号の「その区域内に設置している工場、事業場、店舗その他の施設の敷地面積」の算定について。

A56 算定にあたっては、公共機関、郵便局、銀行、神社等の公益施設・公共施設に係る敷地面積については除くことができます。

判断
point

Q57 集積区域内で、組合員の2分の1以上が施設を整備しなければならないが、自己資金等で施設を整備する者もカウントできるか。

A57 組合員が、当該集積区域整備計画に基づいて実施するものであれば、自己資金又は他の金融機関等からの資金調達手段により施設を整備を行う者もカウントに含めることができます。

判断
point

Q58 複数年にわたる集積区域整備計画の場合、施設を整備する人数は、当該期間の合計人数でカウントしてよいか。

A58 集積区域整備事業は、土地の権利調整問題又は都市計画等から相当の期間を要する事業であることから、当該計画期間に施設を整備する人数の合計をもってカウントします。

判断
point

Q59

集積区域内で店舗等を借受けて事業を営む者（テナント）が使用する店舗等の貸主が、当該貸店舗等を整備する場合は、貸付の対象になるか。また、設置する人数にカウントできるか。

A59

判断
point

当該集積区域整備計画の趣旨に照らし適切なものと認められ、次の要件に該当する場合は、貸付の対象となり、施設を整備する者にカウントすることができます。

- (1) 店舗等の借受者及び貸主は、事業協同組合等の組合員たる中小企業者であること。
- (2) 当該賃借施設に係る契約の内容が長期間にわたり賃借人たる組合員が借受けることとなっているものであること。

Q60

組合員たるテナントが、賃借している店舗等を自己資金で整備した場合、施設を整備する者にカウントできるか。

A60

判断
point

当該集積区域整備計画の趣旨に照らし適切なものと認められ、次の要件に該当する場合は、カウントすることができます。

- (1) 内装費等資本的支出を伴うものであって、資産計上するもの。
- (2) 当該賃借施設の整備は、当該集積区域整備計画に記載されているもの。
- (3) 当該賃借施設に係る契約の内容が長期間にわたり賃借人たる組合員が借り受けることとなっているものであること。

Q61

集積区域整備事業に組合員として事業協同組合が参加する場合、人数要件の対象にカウントすることができるか。

A61

判断
point

事業協同組合は、特定中小事業者ではないので、集積区域整備事業の人数要件の対象にカウントすることはできません。

なお、当該事業協同組合が整備する共同施設事業、施設集約化事業等の高度化事業の対象とすることは可能です。

Q62

集積区域整備事業を実施する組合の組合員が集積区域整備計画作成後において、別の組合を設立して集団化事業、施設集約化事業を実施する場合の人数要件はどうカウントするのか。

A62

判断
point

別に設立した組合に参加した人数も、集積区域整備事業の組合員数にカウントできます。また、他の事業により施設整備した組合員の人数を施設の整備の数にカウントすることができます。

3. 施設集約化事業

Q63 共同化計画と協業化計画の違いは何か。

A63 「共同化計画」とは、組合又は出資会社の組合員又は出資者である中小企業者の事業の用に供する共同店舗や共同工場などを設置・運営し、組合員や出資者の全てが施設内でそれぞれ事業を行うことによって、経営の近代化・合理化を図ることを目的とする計画であり、「協業化計画」とは、中小企業者が、協業組合や合併・出資会社を設立して、従来の事業の全部又は一部について協業化するなどの事業統合を行なうことにより、経営の近代化・合理化を図ることを目的とする計画です。

Q64 施設集約化事業で実施できる事業にはどのような形態があるか。

A64 組合が実施主体になる場合と会社が実施主体になる場合で、それぞれ共同化計画に基づくものと協業化計画に基づくものがあります。

次の表の「○」欄に該当するものが、施設集約化事業で実施可能な形態です。

施設集約化事業の分類

	事業協同組合	協業組合	出資会社	合併会社
共同化計画	○	—	○	—
協業化計画	—	○	○	○

Q65 細則第4条第2項第2号で「入居する特定中小事業者等である組合員等又は出資者の行う事業に利用する面積の合計は、組合員等又は出資者の行う事業の共同の用に供する共同店舗、共同工場その他施設の床面積の3分の2以上であるものとする。」とあるが、共同店舗の場合、具体的にどの部分の面積を指すか。

A65 細則第4条第2項第2号の規定を解釈すると次のとおりです。

$$(A) / (B) \geq 2 / 3$$

(A) ……共同店舗の建物延べ床面積から大企業組合員等、大企業出資者、又は組合員等若しくは出資者以外の者が占有利用する(売場、バックヤード、倉庫等の)面積を除いた面積。(大企業には、みなし大企業を含みます。)

(B) ……共同店舗の建物延べ床面積。

上記のとおり、分子である(A)は、中小企業組合員の占有利用部分であり、分母である(B)は、共同店舗の建物延べ床面積にて算出します。なお、「建物延べ床面積」とは、壁などで外部と分けられた建物内部の面積をいいます。

細則第4条第2項第3号で「組合等が当該事業を行うに当たっては、組合員等以外の者に当該施設の一部を占有利用させることが事業の合理的運営に資すると認められる場合には、当該組合員等の利用する建物延べ床面積の20%以内を、組合員等以外の者に利用させることができる。」とあるが、共同店舗の場合、具体的にどの部分の面積を指すか。

A66 細則第4条第2項第3号の規定を解釈すると次のとおりです。

$$(A) / (B) \leq 20 / 100$$

(A) ……組合員等以外の者が占有利用する(売場、バックヤード、倉庫等の)面積。

(B) ……共同店舗の建物延べ床面積から入居する組合員等以外の者が占有利用する面積を除いた面積。

上記のとおり、分子である(A)は、組合員等以外の者の占有利用部分であり、分母である(B)は、当該組合員等の利用する建物延べ床面積にて算出します。(B)の「当該組合員等の利用する建物延べ床面積」を具体的にいえば、「組合員の利用する面積並びに組合として運営する面積」のことを指しています。

Q67 特定中小事業者たる組合員であっても、一組合員の利用できる面積に制限はあるか。

A67 特に、制限は設けていませんが、各組合員の利用面積についても、診断でその妥当性を判断することになっています。

Q68 主として一の建物を整備するとなっているが、分棟等複数の建物を設置することはできるか。

A68 必ずしも一棟である必要はありません。業種、業態、販売方式等に対応した施設の合理的設計、地形、法令の制約から判断して分棟が適当であると認められる場合には、同一敷地内又は隣接地に設置可能です。ただし、それぞれの棟において複数の組合員等が利用することが必要です。

Q69 同一敷地内に区分所有形態で大企業店舗(非貸付対象施設)が併設されている共同店舗において、顧客用駐車場を一体的に整備する場合、当該土地等は貸付の対象になるか。

A69 高度化対象施設と非対象施設が同一敷地内に設置される場合、建物の面積按分等合理的な方法で土地等の貸付対象面積を査定する必要があります。

Q70

事業協同組合が運営する共同店舗に設置される体育施設、教養文化施設は貸付の対象になるか。

A70

判断
point

店舗に付随的に設置されるものであって、営利を目的として運営されるものでなく、かつ、組合員及び顧客に利用させるために設置するものであれば貸付の対象となります。

Q71

市街地再開発事業の実施にあわせて行われる高度化事業において、保留床を取得して共同店舗を設置する場合、どの時点を着工とするのか。

A71

判断
point

市街地再開発事業において、既存建物の取り壊しや建物の建設に既に着手している場合であっても、市街地再開発事業の特殊性に鑑み、高度化事業上は高度化事業の実施主体である組合等が保留床を取得する時点を「着工」としています。

したがって、市街地再開発事業が先行して進捗し、概ねの施設概要や事業計画（基本設計等）が固まってからでは、施設計画や投資採算性等に関する相談・助言の効力が及ばない可能性もあるため、極力早期（できれば都市計画決定以前）に相談・助言を実施しておく必要があります。

4. 共同施設事業

Q72 分散設置される共同施設は貸付の対象になるか。

A72 分散設置される共同施設については、次の各要件に該当する場合には貸付の対象にすることができます。

**判断
point**

(1) 当該施設の利用目的、既存施設の利用状況及び組合員の地理的条件から判断して分散設置によることが合理的かつ妥当であると認められること。

(2) 分散設置された各施設を複数の組合員が利用するもの。

なお、企業組合及び協業組合にあつては、(1)の要件に該当するものであれば貸付の対象にすることができます。

Q73 商店街のポイント・カードリーダー等システムとして設置する共同施設は貸付の対象となるか。

A73 組合で集中処理するために設置する中核施設及びその端末設備であつて、そのシステムを一体として運転することが合理的と認められる場合には、貸付の対象とすることができます。

**判断
point**

Q74 従業員の共同宿舎は、共同施設事業に該当するか。

A74 共同施設として従業員共同宿舎を設置する場合には、人材・労働力確保対策及び労働環境の改善を図るために必要と認められるものであつて次の要件に該当することが必要です。

**用語
定義**

(1) 組合又は連合会及びその組合員又は所属員の従業員の用に供するものであること。

(2) 利用規約等を整備し、適切に運営管理されるものであること。

(3) 共同の集合住宅であること。

(4) 従業員に分譲するものでないこと。

5. 設備リース事業

Q75 設備リースで対象となった設備は、組合で資産計上しなければならないか。

A75 組合が取得した設備が、組合所有のまま組合員の工場、店舗、事業場等に設置され、会計処理上も組合員の資産として処理することができます。(法人税基本通達)
組合員は、賃貸を受けた設備を自己の資産として計上し、減価償却を行うことができます。

Q76 リース設備に係る総額、単価、貸付額について限度額があるか。

A76 貸付限度額はありません。ただし、診断等により当該設備の必要性、償還能力その他の観点から総合的に判断され、妥当と認められるものの範囲内で貸付が行われます。なお、組合等が独自に一定の枠を定めている例も見られます。

Q77 組合からリースを受ける組合員からの保証金は必ず徴さなければならないか。また、保証金についてはどのように取り決めたらよいか。

A77 保証金は、貸付細則第8条第4項第3号に定められている要件であり、原則として、徴することを要します。また、保証金は借受者の組合に対する債務の保証という性格を有するものであり、その内容は買取予約付賃貸借契約の中に盛り込まれるものであるため、金額は当該契約の当事者間で決することになります。その場合、リース設備の取得価額の10%程度となるように留意してください。
なお、他に担保を徴求する場合又は担保余力がある場合には、当該保証金を徴しないことも可能です。

Q78 集団化事業等と設備リース事業とを併せて実施する場合に事業実施計画書は集団化事業等について作成するだけでよいか。

A78 集団化事業等と設備リース事業とは別事業のため、各々について必要事項を記載すべき様式が定められています。しかし、複数の事業を並行して実施する場合、たとえば、集団化事業と設備リース事業とを併せて実施する場合においては、集団化事業の計画は、設備リース事業に係る設備投資計画等を含めて作成すれば足り、別途設備リース事業の計画を作成する必要はありません。

Q79 設備リース事業における償還期限はどのような観点から設定すべきか。

A79 償還期限の設定については、実際に設備を使用する年数及び耐用年数等を総合的に勘案し決定することになっています。

6. 企業合同事業

Q80 企業合同の形態にはどのようなものがあるか。

A80 企業合同のイメージは次の4つのパターンがあります。

用語
定義

(1) 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立した会社が行う事業の場合

①新設合併

(A、B、C、D社が合併し、新設のE社を設立する例)



②合併

(A社を存続会社として合併し、事業統合を行う例)



(2) 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が当該出資を行った中小企業者と共同して行う事業の場合

①出資

(B社からA社に出資をし、共同事業を行う例)



②共同出資

(F、G、H、I社が共同出資してJ社を設立し、共同事業を行う例)



Q81 複数の特定中小事業者が企業合同する場合であれば、貸付の対象となるか。

A81 企業合同事業は、中小企業者が合併、出資により会社を設立して、事業の集約化、事業の転換、研究開発の成果の利用等を図る事業ですが、特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた中小企業者でなければこの事業の貸付対象にはなりません。

判断
point

7. 地域産業創造基盤整備事業

Q82 事業実施主体が行う事業の中に、新分野進出を行おうとする特定中小事業者に対する支援があるが、この「新分野進出」とは。

A82 新分野進出とは、当該施設に入居する者がこれまで行っていた事業が属する業種（日本標準産業分類（総務省）細分類）と異なる業種に属する事業を新たに行うことをいいます。

用語
定義

Q83 施設の利用割合について制限はあるか。

A83 施設を利用する者の大部分（2/3以上）が、特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は特定中小事業者等（「小規模事業者支援促進法」に規定する「認定基盤施設計画」の場合は、特定小規模事業者）である必要があります。

判断
point

なお、一者の利用割合については特に定めていませんが、利用割合が過大にならないよう診断等でその妥当性を判断する必要があります。

Q84 当事業でインキュベーション施設（起業化センター）を整備した場合、当該施設に入居できる期間に制限はあるか。

A84 入居期間については特に規定で制限していませんが、本事業の趣旨や個々が作成した経営基盤強化支援計画の内容（上位計画等）中小企業者の利用機会の公平性等を考慮して、入居期間を設定してください。なお、中小企業者の利用機会の均等等への配慮も必要です。

判断
point

Q85 入居企業は必ず中小企業者でなければならないか。

A85 事業開始後3年以内又は新分野進出を行おうとする特定中小企業団体の組合員若しくは所属員の場合にあっては、中小企業以外の者が入居することができます。

判断
point

Q86 商業インキュベーション（チャレンジショップ等）を整備することができるか。

A86 都道府県や市町村が作成する地域産業の創造に係る計画に基づいて、中小企業者を支援するために整備するものであれば、起業化センター（インキュベータ）、技術開発センター及び研修センター等と同様に貸付の対象になります。

判断
point

8. 商店街整備等支援事業

Q87 役員要件における「中小企業者の代表者」の中に商工会、商工会議所の代表者を含むことができるか。

A87 「中小企業者の代表者」の中に商工会、商工会議所の代表者を含むことはできます。

用語
定義

Q88 出資者要件における「中小企業者」の範囲において、商工会、商工会議所や事業協同組合も中小企業者としてカウントできるか。

A88 出資者要件について「出資者の3分の2以上中小企業者であること」と規定しています。この中小企業者には、商工会や商工会議所は含みません。しかし、特別の法律によって設立された組合（例えば、商店街振興組合）であって、その構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者である場合については、中小企業者としてカウントできます。

用語
定義

Q89 商業活性化施設とは、どのような施設か。

A89 街路灯、駐車場、コミュニティホール等であって、特定中小事業者等又は一般公衆の利便を図るための公共的性格の強い施設のことをいいます。

用語
定義

Q90 中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項第7号の中小小売商業高度化事業に基づいて商店街整備等支援事業を実施する場合の面積要件について。

A90 事業実施主体が中活法による認定計画をもとに事業実施する場合、特定中小小売商業者と特定中小サービス業者の利用する床面積の合計は店舗面積の1/4以上であることが必要です。

用語
定義

また、特定中小小売業者の占有する面積が特定中小サービス業者の利用する面積以上であることが必要です。なお、共同店舗内に特定中小サービス業者が娯楽・教養・文化・宿泊施設を設置する場合には、該当する面積をあらかじめ特定中小サービス業者の利用面積から除外し、そのうえで特定中小小売商業者の利用面積が多ければ良いとしています。

災害復旧貸付

Q91

過去に高度化融資の対象事業を実施していなくても、新たに災害復旧貸付を受けることは可能か。

A91**判断
point**

災害による被害を受けた施設の復旧にあたって、新たに高度化融資の対象事業を実施する場合であっても、災害復旧貸付を受けることができます。

Q92

震災以外の災害でも貸付の対象となるか。

A92**用語
定義**

災害とは、「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第4号までの何れかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含む。）」をいいます。震災以外にも、集中豪雨による水害の被害を受けた事業施設を対象とした事例もあります。また、既往の高度化資金の貸付を受けて整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合も災害復旧事業の貸付の対象となります。

Q93

過去に高度化融資の対象事業を実施し完済している場合は、本事業の貸付対象となるか。

A93**判断
point**

過去に高度化融資の対象事業を実施し、既に完済している場合でも、災害による被害を受けた施設の復旧にあたって、再び高度化融資の対象事業を実施する場合には、災害復旧貸付を受けることができます。

緊急健康被害等防止貸付

Q94

貸付対象となる「石綿による健康被害の防止を図るための事業」とは具体的にどのようなものか。

A94 次に例示する事業です。

用語
定義

- (1) 飛散性の高いアスベスト（吹付けアスベスト、アスベストを含有する吹付け建築資材（ロックウール、ひる石、パーライト、ケイ酸ソーダ等）、折板裏打ちアスベスト断熱材、配管保温材等）の除去、封じ込め、囲い込み等の措置又は飛散性が高いアスベストが使用された事業用施設の建て替え
- (2) そのままでは飛散性は低い、老朽化・破損等により飛散する恐れがあるアスベスト含有成形板（屋根・外壁スレート、Pタイル等）の撤去・張替え等の措置又はアスベスト含有成形板が使用された事業用施設の建て替え

Q95

アスベストを含む事業用施設の取り壊しや除去のみでも、貸付対象になるのか

A95 取り壊し費や除去費が資産計上される場合には、貸付対象となります。

判断
point

例えば、吹付けアスベストの除去のみであっても、除去費を既存の建物に資産計上するのであれば貸付対象となります。費用として処理する場合には、貸付対象とはなりません。

施設の取り壊しについても、取り壊し費を取り壊した後、新築する施設に資産計上するのであれば貸付対象となります。取り壊すだけで資産計上せず、費用として処理する場合には貸付対象とはなりません。

Q96

一部にアスベストを使用している施設について、全てを建て替える場合やアスベストを使用していない他の部分も同時に改造する場合には、必要となる費用全てが「緊急健康被害等防止貸付」の対象となるのか。

A96 基本的には、アスベスト対策を行うのに伴って必要となる工事費等については、全て対象となります。

判断
point

しかし、建物が2棟あるうち1棟のみアスベストを使用している場合などアスベストが使用されている部分の工事費等が明らかに区分出来る状況であれば、区分してアスベストが使用されている部分のみを「緊急健康被害等防止貸付」の対象とします。いずれにしても、本件については、当該施設の状況あるいは整備計画により、具体的案件毎に判断していくこととなります。

Q97

過去に高度化融資の対象事業を実施していなくても、新たに緊急健康被害等防止貸付を受けることは可能か。

A97

判断
point

石綿による健康被害の防止を図るための事業の実施にあたって、新たに高度化融資の対象事業を実施する場合であっても、緊急健康被害等防止貸付を受けることができます。

施設再整備(リニューアル)貸付

Q98 施設再整備貸付とはどのような貸付を言うのか。また、基本的な要件は何か。

A98 施設再整備貸付は、過去に高度化資金の貸付を受けて高度化融資対象事業を実施した組合及び組合員等が、施設の再整備又は新設等を行う場合に、再度高度化資金の貸付を行うものです。

用語
定義

施設再整備は、当初実施した高度化融資対象事業の計画変更の位置づけとして行うものであり、施設再整備を実施する時点で、実施する事業毎に定められた制度要件に適合していること及び中小企業等協同組合法等の関連する法律に抵触していないことが必要です。

Q99 施設再整備貸付は、事業毎に定められた制度要件に適合していることが必要だが、高度化融資制度の改正により、実施した事業メニューがなくなっている場合は、施設再整備貸付は受けられないか。

A99 中小機構発足以前に事業を実施した組合等が、施設再整備を行う場合には、中小機構発足時に再編又は統合等を行い継承された事業メニューによる施設再整備に対して貸付を行います。

判断
point

例えば、当初、小売商業店舗等共同化事業を行った組合が施設再整備を行う場合、当該事業を継承する施設集約化事業の施設再整備として貸付を行うこととなります。

Q100 施設再整備貸付を受ける場合に、事業毎に定められた制度要件を満たす必要があるとは具体的にどういうことか。

A100 高度化融資対象事業は、事業毎に中小機構法の政令、省令、貸付準則及び貸付細則に業種、人数等の要件が定められています。従って、施設再整備を行う時点でこれら制度要件に適合していることが必要であり、適合していれば少人数の参加者による施設再整備も貸付の対象となります。

判断
point

Q101 施設再整備貸付を受けた組合等が、次に施設再整備貸付を受ける場合に制約はあるか。

A101 施設再整備は事業の必要性、妥当性等が認められれば何時でも実施することができます。従って、施設再整備貸付後、次の施設再整備貸付を受けるまでの間のインターバル期間にも制約は設けていません。ただし、高度化融資対象事業は、個別企業が単独で行う事業ではありません。

判断
point

るので、出来るだけ計画的に、1～3年といった事業実施期間を定めて行うのが一般的です。

Q102 既往の高度化融資の残高が残っている施設を取り壊して改造・改築等施設の再整備を行う場合、必ず繰上償還をしなければならないか。

A102 既往の高度化融資の残高が残っている施設を取り壊して施設再整備を行う場合であっても、改造後の施設が同等以上の価値又は機能を有し、かつ債権の保全に支障がないと認められるときは、繰上償還の対象としないことが出来ます。

判断
point

また、施設再整備貸付を行う場合であっても、同様の取り扱いが可能です。

Q103 当初、高度化融資を受けた時には、特別の法律の認定に基づき事業を実施し無利子適用を受けたが、施設再整備を行う場合も無利子適用は受けられるか。

A103 実施する施設再整備が、特別の法律の認定に基づき実施する場合には無利子となりますが、そうでない場合は有利子となります。

判断
point

なお、共同施設のうち、地域環境保全施設、共同公害防止等施設、共同防災施設及び省資源・省エネルギー共同施設の施設再整備は法律の認定に関係なく無利子となります。

Q104 施設再整備貸付を受ける場合は、診断は省略できるか。

A104 施設再整備貸付も新規事業と同様に診断が必要であり、省略することはできません。なお、診断の実施は、別途中小企業庁が定める「中小企業高度化事業に係る診断実施要領」及び当機構が定める「高度化事業に係る診断・助言準則」に定められています。

手続き

Q105 過去に集団化事業を実施した組合等が施設の再整備(リニューアル)を集積区域整備事業として行うのはどのような場合か。また、その際の留意点はどのようなものがあるか。

A105 過去に集団化事業を実施した組合において、既存組合員が施設の改造・改築・建替え等の施設の再整備(リニューアル)を行う場合は、新規の集積区域整備事業として実施します。その場合の留意点は以下のとおりです。

用語
定義

- (1) 組合員数 原則として10名以上(ただし、5名以上の条件で集団化した組合の場合は5名以上)
- (2) 参加者数 5名以上の参加

5名以上の組合員が施設を再整備することが必要です。ただし、同一時期に全員が一斉に再整備しなくても、複数年（3年程度）の間に5名以上が施設を再整備すれば結構です。また、再整備を行う5名以上の者のなかには、自己資金（高度化以外の借入金等を含む。）で事業を行う者があっても構いません。

（3）貸付対象者〔共同施設〕→ 組合

〔組合員施設〕→ 組合又は組合員
組合員施設を組合貸して整備する場合、組合の不動産取得税の納税義務の免除措置が受けられないことに注意してください。

なお、平成20年3月の省令改正により、条件を満たせば1社でもリニューアルが可能になりました。

その他、過去に高度化を使わずに形成された団地等を整備する場合は、要件を満たせば、新規の集積区域整備事業として実施することが可能です。

Q106

過去に集団化事業を実施した組合等が施設の再整備（リニューアル）を集団化事業として行うのはどのような場合か。また、その際の留意点はどのようなものがあるか。

A106 過去に集団化事業を実施した組合又は組合員が施設の再整備（リニューアル）を集団化事業の施設再整備貸付を受けて行う場合は以下のとおりです。

用語定義

- （1）脱退組合員の跡地等の空き区画の再整備
- （2）新規組合員の加入に伴う工場、店舗、事業場等施設の整備
- （3）当初集団化計画作成時に工場、店舗、事業場等施設の一部を移転した既存組合員が事業活動の効率化等を図るため、移転しなかった工場、店舗、事業場等施設を追加移転するもの
- （4）情報化や物流効率化への対応、技術力の向上、人材確保・労働環境改善等に係る共同施設の整備

なお、上記（1）から（3）の場合、参加者が1名でも実施できる点が留意点としてあげられます。

Q107

当初借地（借家）で実施していた施設集約化事業の土地（建物）を新たに購入したいが、リニューアル貸付の対象となるか。

A107 当該計画が事業の継続に資するものであれば、施設再整備貸付の対象とすることができます。

判断point

Q108

地域産業創造基盤整備事業の施設再整備を実施する場合の留意点は何か。

A108

判断point

地域産業創造基盤整備事業は、都道府県又は市町村が定める地域産業の創造に関する計画等に基づき事業を実施するか、又は伝産法等の認定計画に基づき事業を実施することが要件になっており、施設再整備を行う場合も同様に当該認定計画等に基づき実施する必要があります。なお、当該認定計画等に基づき当該事業を実施する場合の貸付金利は無利子となりますが、当該認定計画等によらずに実施する場合は、地域産業創造基盤整備活性化事業として実施することになり、本事業の貸付金利は有利子となります。

Q109

商店街整備等支援事業は、中小小売商業振興法、中心市街地の活性化に関する法律又は小規模支援法の認定計画に基づき事業を実施することが要件になっているが、施設再整備を実施する場合も同じか。

A109

施設再整備を実施する場合も同じです。

判断point

また、当該認定計画によらずに実施する場合は、商店街整備等活性化支援事業として行うことになり、本事業の貸付金利は有利子となります。

支援機関向け
高度化事業ハンドブック 2023